

# 議 事 日 程

令和 2 年第 3 回 浜中町 議会 定例会

令和 2 年 9 月 9 日 午前 10 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	発議案第 1 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 7	発議案第 2 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
日程第 8	発議案第 3 号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について
日程第 9		一般質問
日程第 10	議案第 7 1 号	浜中町中小企業特別融資（新型コロナウイルス感染症対策特別融資）利子補給基金条例の制定について
日程第 11	議案第 7 2 号	浜中町営バスの運行に関する条例の制定について
日程第 12	議案第 7 3 号	浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 7 4 号	浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 7 5 号	浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 5	議案第 7 6 号	浜中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 7 7 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
日程第 1 7	議案第 7 8 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
日程第 1 8	議案第 7 9 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について
日程第 1 9	議案第 8 0 号	浜中町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

---

◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） ただいまから、令和2年第3回浜中町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

---

○議長（波岡玄智君） これから本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、6番前田議員及び7番成田議員を指名します。

---

◎日程第2 議会運営委員会報告

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

8番三上議員。

○8番（三上浅雄君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。  
これで報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

---

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員会報告のとおり、本日から10日までの2日間とした  
と思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から10日までの2日間と決定しました。

---

### ◎日程第4 諸般報告

---

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第5 行政報告

---

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長(松本博君) おはようございます。今日は、第3回浜中町議会定例会に議員全

員の御出席いただき、誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

○議長(波岡玄智君) 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長(佐藤健二君) 前議会からこれまでの教育行政の主なものについて御報告いたします。

(教育行政報告あるも省略)

○議長(波岡玄智君) これで行政報告を終わります。

---

◎日程第6 発議案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第6 発議案第1号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長(白川貴之君) (発議案第1号 朗読あるも省略)

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

○議長(波岡玄智君) これから発議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 発議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第7 発議案第2号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） （発議案第2号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

○議長（波岡玄智君） これから発議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 発議案第3号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第8 発議案第3号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） （発議案第3号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

○議長（波岡玄智君） これから発議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

したがって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第9 一般質問

---

○議長（波岡玄智君） 日程第9 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） それでは通告内容に沿って一般質問をさせていただきますけれども、持ち時間の関係上、質問の順番等を多少変更させていただきたいのと、極力簡潔な答弁をお願いして始めさせていただきます。

子育て支援の充実ということで、総じて伺いたいと思います。

近年、新規就業者を初め、農業従事者や会社員、公務員においても、子育て世代の移住者世帯が増加傾向にあります。現在、浜中町では保育所事業の充実や、子育て支援センターの開設、さらにはへき地保育所での給食の提供を計画するなど、子育て支援の充実を図っているところであります。ただ、これらにつきましても移住者目線から見ると、他町村の支援策と比較して、まだまだ充実を求める声があるのも事実でありますし、その観点から質問させていただきたいと思います。

この度、第2期子ども・子育て支援事業計画が作成され、令和6年度までの施策が示されました。先に計画されております第6期総合計画と併せて伺いたいと思います。

まず、就学児童の支援から質問させていただきます。

通告書の番号でいきますと19番の質問からとなりますので、よろしく答弁いただき

たいと思います。

就学児童への支援としては、学校生活、教育環境の充実はもちろんであります。放課後の子供たちの過ごし方にも配慮する必要があるかと考えております。

現在、町では保護者が就労等により昼間子供を保護できない状況にある家庭への支援として、放課後児童クラブを霧多布、茶内の2カ所で運営しております。小学生の放課後の過ごし方というアンケート調査の結果が、この計画書の中に示されております。これによりますと、児童クラブの利用状況は、小学1年生の50%から学年が上がるにつれて徐々に低くなっており、6年生では利用者が0%という結果になっております。反面、自宅で1人又は子供たちだけで過ごす児童が増えていることに留意する必要があるかと考えます。また74ページでは今後の方策として、「長期休業期間中の利用開始時間を早め、その他の期間についても利用終了時間を延長し、保護者や児童の利便性、安全性を図ります」と第1期計画と全く同じ内容の文言が載せられてあります。

まず、今回調査されたアンケートの結果をどのように分析されたかをお伺いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** アンケート結果の分析の関係ですけれども、議員おっしゃったとおり事業計画の中でも若干触れておりますけれども、小学生の放課後の過ごし方について、保護者が就労している家庭では放課後児童クラブを利用し、年齢が上がるにつれて利用率は下がっております。また、自宅で過ごしたり、スポーツ少年団などの活動が増えている傾向となっております。さらには、6年生になると自宅又は子供たちだけで過ごすことが75%と多くなっている現状にあります。ちなみに児童クラブの利用状況を話させていただきますと、8月末時点で霧多布児童クラブが27名、茶内放課後児童クラブは33名ということで、60名の利用となっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** この児童クラブ、本来であればこの事業の趣旨というのは、多分、小学校低学年までを対象とした事業であろうかと思います。当町の場合は、小学6年生まで受け入れを拡大して実施していると認識しております。ただ学年が上がるにつれて児童クラブの利用児童が減っていることは、今課長がおっしゃったとおり少年団活動であったり、あるいは習い事へ通うことによる児童クラブの利用が減ることが考えられます。ただ、もう一つの考えられることは、アンケート調査にあったとおり、



自宅あるいは友達の家で、親がいない中、子供たちだけで過ごすという事が増えている事も留意する必要があると思います。つまり今、児童クラブというのは、前段申しましたように、親が就業等により、保護ができない場合の利用と限定されておりまして、いわゆる専業主婦世帯においては、クラブを利用することができない状況かと思えます。それで、その学年が上につれて友達関係が当然出てきまして、お互いは仲が良いが児童クラブに行く子と行けない子が出てくる。そうすると児童クラブへ通所することで、その放課後にしても長期休業の期間にしても、仲のいい友達との時間を過ごせない、遊べないということが一つの要因かなと僕はアンケート見ながら感じ取っておりました。

ただこの児童クラブの利用が減ることが問題なのではなくて、自宅あるいは友達の家で子供たちだけで過ごす児童が増えつつあることに留意して着目していかなければならないだろうと思います。決して非行等に走るからという意味ではございません。児童館というもの、要は子供の居場所づくりを望む声があるのも事実ですし、29ページにありますアンケート結果では、自宅で家族と一緒に過ごすという、児童がどの学年も多い。また、33ページから34ページにあります、より充実を図ってほしい子育て支援という問いに対して、子供が安心して遊べる公園などを整備してほしい、あるいは親子が安心して楽しめる身近な場を整備してほしいという声が上位を占めております。近隣の町村では、児童館事業を実施し、全体の状況、要は親の就労等に関係なく、すべての児童が居場所として利用できる事業を展開して、その中で児童クラブというものを運営している自治体もあります。それで、事前通告してありました、管内6町村及び根室管内の町村の児童クラブの設置状況についてお尋ねいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 近隣の町村の児童館設置状況ですけれども、申し訳ありません、釧路管内だけしか押さえていませんでしたが、釧路町は2カ所、厚岸町に2カ所、標茶町1カ所、白糠町2カ所、計7カ所が公立で運営されております。その中で議員おっしゃったとおり、この7カ所については児童クラブも行いながら、児童クラブに通っていない一般の児童たちもフリースペースを利用することができるようになっており、児童クラブの部分は専有スペースになっていて、共有スペースの部分は遊び場になっていますので、児童が1回帰宅した後に友達と来てそこで遊んだり、図書を見ることができ、児童館の指導員がそこにいると把握しています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 児童館というもの、居場所ですね、親の就労に関係なく、放課後なり休みの期間であったり、自宅にいるのではなくその居場所もあることによって、そこで交流が深められるという位置付けだと押さえております。それで今、管内の状況を答弁いただきました。鶴居に関しては新聞にも出ておりましたけれども、総合的な施設が今年度完成して、その利用が始まっております。その中には当然児童館もあり、子育て支援センターもあり、要は子育てに特化した総合的な複合施設を本年度オープンしております。つまり浜中町以外の管内6町村すべてでこの児童館事業というものを手掛けております。

加えて、別海町、中標津町においても当然、同様の児童館を設置して子供たちのケアに努めているというのが現状であります。浜中町だけがこの児童館事業を実施していないのが現状でありますけれども、この基本計画の目標に「すべての家庭の子育てを支援する環境づくり」これを大目標に掲げて施策を考えられているものだと理解しております。なぜ、本町だけが近隣と比べてこの児童館事業を実施できないのか。あるいはしないのか。さらには、本町においてはニーズがないので必要はないと考えておられるのか、児童館設置を設置していない状況について説明いただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 「すべての家庭の子育てを支援する環境づくり」という基本目標の取り組みの関係だと思っておりますけれども、ここの部分では子ども・子育て支援事業計画で基本目標として「すべての家庭の子育てを支援する環境づくり」を掲げております。従来の保育サービスの充実など、子育て支援策を継続しつつ、地域における子育ての支援について提供できるサービスを関係機関、団体等と連携しながら子育て家庭のさまざまな状況に応じた施策の検討をしてみたいと考えております。

現状、児童館につきましては居場所の話になってくると思っておりますけれども、親が就労している家庭と、就労していない家庭、家庭の中で一定程度の居場所があるというようなことで現在までできてはいますが、社会的ニーズ中でやはり公園の整備などいろいろと多くのニーズが調査の中では出てきています。

すべてが対応できるような形の状況にはなっておりませんが、児童館設置については現在のところ、具体的な検討をされていない状況にありますし、現状の体制の中で何が必要かという部分をもう少し議論していきたいと考えてはおりますけれども、具体的な取り組みを進められていない現状であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 現在まで、当町においては児童館の設置に向けた検討もされていないと。今回、この通告を出した後に各町村の状況の調べられたのかどうか、通告が出る前から各町村の児童館及び児童クラブの運営状況は把握されていたのかどうか。当然、検討していないので設置できない理由も多分ないのだと思いますけれども、今回通告前に他町村の状況は把握されておりましたか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 先ほど議員おっしゃられた鶴居の子育て支援の総合複合的な施設、これは保育園、学童保育、児童館、子育て支援センターが一体的になった施設ということで、かなり中心部に集約化して、鶴居の農村地区でそういった部分の支援をしていると把握しています。あと、中標津町は計根別にそのような施設があります。そういった調査をさせてもらっていますけれども浜中町への必要性はちょっと今の段階では、保育所の部分でいうと、子育て支援センターの活用になるのかなど。複合的な施設の部分では現在検討されていないというのが実態になっております。

情報は今回いろいろ児童館の運営状況とか、標茶町を含めて聞きましたけれども、なかなかやはり人が来る場合もあるのですけれども、一応フリースペースで空けているという感じなので、うちに合った形で児童館を設置できるのかなと少し疑問もありましたけれども、もう少し支援の部分のニーズ調査も含めて考えていかなければならない部分かと思っています。ただ今回児童館についてアンケートに載せていませんでしたけれども、引き続き考えていかなければならないと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 現状認識を確認させてください。近隣町村から見て本町だけが児童館がない。要は、すべての児童を対象にした支援事業としてこの児童館というのは設置されております。ただいまの答弁ですと、さほど必要性は感じていないと受けとめたと思います。アンケート調査の中で児童館という項目がなかったという話でありますけれども、前段言ったように何が求められているかを読み解けば、当然、うちの町として何をやらなければならないかが見えてくと思います。改めてアンケート調査をするなどと言っているような段階ではないと思いますけれども、認識を伺います。

○議長（波岡玄智君） 町長、副町長、これは政策的な事も絡みます。議員と課長の質疑応答は何回やっても恐らく今以上のものは出ないと思いますので、その後の方向性は

理事者の考え方が大いに左右されると思いますのでどちらでもよろしいですからお立ちになってひとつ御答弁いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 課長が報告したように児童館については余り目が向いていなかったと思っています。ということは浜中町では放課後児童クラブにしようということで、茶内、霧多布にあるのですけれども、児童館についての協議が本当されていないのが事実であります。事実であるといえますか要望として上がってきていないのです。要望として聞いていない、そういう中で放課後児童クラブが浜中町だけなのかもしれないですし、一部ほかの町村でも児童館の中でもやっていると聞きますけれども放課後児童クラブが運営されているということです。今議員が求めているのは親が働いていない子供たちのことを前提に言っていると思いますので、これからその調査をすることも必要かと思っていますし、保護者の意向もしっかり伺う必要があるのではないかと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 一定の方向性が町長から答弁されましたので、それに則って再質問してください。

**○2番（田甫哲朗君）** ひとつその意向調査と先ほど課長言いました今回のこのアンケートの調査の結果、当然これは選択方式で項目を作ってアンケートを実施されたのだと思いますけれども、その中で先ほど言ったように親子が安心して居られる場所、子供たちが安心して遊べる場所、公園なども含まれますけれども、要は求められているのはそういう居場所なのです。家で友達が集まってわいわいしているという状況は決してだめとは言いませんけれども、好ましいものではないのかなという中で、この必要性を訴えておりますので、その辺よく考慮して今後取り組んでいただきたいと思います。

次の質問、現状から言って多分難しいのかなと思いますが、質問通告しておりますので伺いますけれども、総合計画の70ページでは、児童福祉施設の充実として、子供の居場所の確保や親の憩いの場の設置について、使用されていない公共施設の利活用を含め検討しますとあります。まさにこの居場所づくりの必要性を把握されているものかこの文言から受け取ったのですけれども、この文言を載せるにあたっては何か具体的な考えがあったのだらうと理解しますので、実現するしないは別にして、現在考えておられる内容があるのであれば示していただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 先ほどの答弁と少し繰り返しになる部分もありますけれども、子供の居場所としては放課後児童クラブを開設しながら、遊び場の提供などを実施している状況にあります。幼児は憩いの場として子育て支援センターにおいて、子育ての親子の交流の場などを提供させていただいております。一般的に児童の方ですと、浜中町の状況で言うと児童クラブに通っていない子は自宅、また公園等含めてその辺が居場所になっている現状ではあります。ただ、公園等も含めてそういったニーズも複数回答ですけれども、求める声もあるというのも今回のアンケート調査では出てきております。居場所の部分ですけれども、公共施設の利活用という話もありますけれども、現在までのところ具体的な予定については、ない現状になっております。以上であります。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 使用されていない公共施設の利活用等もありますけれどもとおっしゃいますけれども、これを作ったのはどなたですか。行政ですよ。違いますか。これは行政で作ったのですよ。公共施設の利活用含めて検討しますと書かれているのですよ。ありますけれどもではなく、まさに検討していただかなければならない話でありますし、現在やっていることで、これでよしというのであればこのような文言は当然要らなくなるわけでありまして、どんな認識なのかは時間がないので答弁はいたしません。

それであくまで提案です。私の提案ですので、そのつもりで聞いていただきたいのですが、現在の財政状況から、新たに児童施設を建設するということには私も抵抗を感じます。そこで、この公共施設の利活用というはまさにここに当たるのではないか思うのですけれども。昨年9月議会でも若干触れておりましたけれども、旧茶内保育所、ここの利活用ということで提案させていただきたいと思います。前回、この耐震費用はいくらか、解体するのにいくらかを伺った時には答弁いただけませんでしたけれども、後に耐震改修するに当たっては、およそ4500万円の費用を要する、ただ解体撤去となると約5000万円の費用を要すると総務課長から後に内容を伺っております。それで、壊すのにも相当額以上に費用がかかるという中で、ここは耐震改修をして、子供の居場所、親の憩いの場として向こう10年、15年、あわよくば20年有効活用できたとしたら、この方が理に適っていると考えられるのですけれども、さらに、申せばここを運営する、その改修をするに当たって、官民共同、要するに民間の団体からもそれなりの

負担をしていただく、そういうことが実現できるのであれば、この施設の用途の幅も広がってくるのかなと考えます。可能かどうかは別としまして、例えばこの児童館を主目的に、その中で児童クラブ等を運営するということもあるでしょう。そこに図書スペースなり、カフェスペースというものを設けることができれば、単に保護者や児童だけが行くのではなく、地域の方々が施設を共有することができます。そうした中で自ずと世代間の交流が生まれてくるのだらうと僕は思うのです。わざわざ何か事を構えて世代間交流をやりましょうというものには限界があります。ですから、そういう施設にできたとしたら、管内でも珍しい施設になるであろうし、大変有効なものではないかと考えます。

後段質問しますけれども、霧多布保育所も移転改築が考えられております。跡地の利用も多分これから検討されるのかなと思うのですけれども、おそらく解体すると答えるのかなと思うのですけれども、霧多布においても施設を有効利用すれば児童館なりのそういう子供たちの居場所として十分活用できる建物であります。

ですから、是非この必要性をしっかりと認識して進めていただきたいと思います。先ほど町長に答弁いただきましたけれども、この提案に対してと言いますか、6月議会で町長は婚活支援に関しては、今後町長と団体トップとの話し合いからだと言っています。コロナの関係で実施できたのかできていないのかわかりませんが、今後業界団体とお話をする場があったら是非こういうことも念頭にお話ししていただきたいと思いますが、改めて町長の考えをいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 御質問の中に旧茶内保育所の活用について触れてございましたので、現在普通財産として所管している総務課より、茶内保育所の現状、これについて申し上げます。旧茶内保育所については、新しい保育所が建設された以降ずっと解体という方向で現状も計画は変わってございません。また解体の時期ですとか、その辺のところは財源措置との兼ね合いがありますから、具体的な年度はお示しできませんが、現状としては解体の方向で計画してございます。

また、質問の中にありました耐震改修に要する費用ですとか、また解体に要する費用、これらについても、以前、議員にお示しした金額よりいろいろと消費税ですとか人件費ですとか、その部分ではその後高騰しているものかなと現状では認識しております。現状としては旧茶内保育所の方向性としては解体ということで捉えてございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） では次に、未就学児童への支援ということで伺いたいと思います。保育所の充実というものが最も重要ななと思っております。それで、常設につきましては保育時間の延長であったり、一時預かり保育であったり、子育て支援センターと、できる限りの支援策というものは、町としても取り組んできているものと理解をいたします。ただ、保育所の常設、へき地とありますけれども、へき地保育所の父兄からしますと、今回、3歳以上の保育料が国の施策で無償化になったということもありまして、使用料金等での格差がなくなってきた中で、やはりこの保育の質の格差というものを感じているのではないかと思います。例えば新規就農者の場合ほとんどは、夫婦そして子供という世帯が多いのだらうと思います。へき地保育所の場合は2歳半からでなければ入所することができないという縛りの中で、1歳半くらいでようやく歩き出した子供を連れて、朝夕の搾乳に行っているという現状があります。仕事の労力より子供への気配り、目配りの大変さは想像できるものと思います。

それでこのへき地保育所で入所年齢の引き下げ、あるいは、一時預かり保育の実施、さらには保育の延長は考えられないのかどうか、現状では多分無理だとは思いますが、けれども、保育士の数等もあると思うのですけれども、これを検討できるのかできないのか簡単にお答えいただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） へき地保育所の件についてお答えいたします。現在浜中町にはへき地保育所が3カ所ございます。2歳半未満の受け入れ、一時預かり保育、延長保育はいずれも実施しておりません。これらの実施のためには保育士の増員が必要、また増築も一部必要になってくるかと思われますので、今保育士が確保しにくい状況にあることから、実現は難しいと考えております。これらの要望があった場合は常設保育所への入所を検討いただいているという状況でありまして、実際にへき地保育所の通所区域から常設保育所に入所されているお子さんが霧多布保育所に9人、茶内保育所に7人、計16人となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） へき地についてはこれからもそういう方向でいくと理解します。この支援策としては行政ばかりじゃなく、要は、ファミリーサポート事業というものがございます。当然把握されているとは思いますが、民間の力を借りて、この子育て

て支援をしていくという事業でありますけれども、事業計画書の72ページで、ファミリーサポートに関してニーズの把握に努め実施を検討しますと載っていますけれども、これは1期目の計画と読み比べてみますと、大変後退した内容になってしまったと思うのが現状であります。

前期計画では、担当職員や会員希望者に対する研修等を実施し体制を整え、平成29年度から実施いたしますと、こう明言されておりました。この内容から見て今回このニーズ調査を含め実施を検討しますとなっているのですけれども、当然この前期計画で実施できなかった経緯、それらを総合的に勘案して今期の計画ができ上がっているのだと思うのですけれどもどう考えておられますか。このトーンダウンもまたうちの町では必要がないというのであればそのようにお答えください。

**○議長（波岡玄智君）** 質問の趣旨わかりますか。

福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 第1期の計画の話ですが、議員おっしゃったとおり会員の研修等含めて体制を整えて実施すると書いております。今回のアンケート調査の中でもファミリーサポートセンターについては、あれば利用したいという方の回答も当然ありました。その部分の実現に向けては体制のところは調査が出来ていなかったという現状があります。一定のニーズはありながら出来ていなかったその辺は事務が滞っていたという形になりますし、また現実に向けてやはり体制作り、他町村では社協さんなどに委託という6町村はそういう状況ですけれども、預かる側の確保、その方々の研修、体制をしっかりやるというところの基本的な調査も含めて出来ていなかった、その部分を含めて、今回の載せた側としてやはり考えていかねばならない部分だと認識しておりますので、どのような形で実施ができるか、実施団体、社協さんも含めて協議していかねばならないと思います。研修体制、預かる側の確保、その辺が課題になってくると思っておりますので、そういう部分で少し後退したような形になっておりますけれども、諦めたわけではありませんので今後期間の中で整理させてもらいたいと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 今は答弁要りませんがいいですか、前期計画があって平成29年度に実施しますと明言された計画ですよ、だてに計画を作っているわけではございません。これがなぜ実施できなかったかをしっかり検証して、その上で今後実施を



するかしないかの判断をしなくてはいけないわけです。ですから29年度になぜできなかったのか、それを後ほどでよろしいので回答いただきたいと思います。さらに申せば、ファミリーサポートについても、管内含め、先ほど言った別海、中標津の2町村においても、既に実施して十分に利用されているという実態がございます。すべての家庭の子供の支援策を強化する、環境整備するという大きな目標、これを念頭に置いて今後しっかり検討いただきたいと思います。

次に、霧多布保育所の整備について42ページで、謳っておりますのでこれについて伺います。霧多布保育所は津波浸水域にあり、保育児童の安全対策、及び老朽化に伴う施設改修を合わせ高台へ移転し改修を行いますと明記されております。当然この今期計画、令和6年度までの今期計画中に多分このように実施されるのでこう書かれているのだと思いますけれども、6期総合計画、これの実施計画については3年ごとに見直していくという説明がございました。

それで今回示された総合計画では令和4年度までの事業が計画されるのだろうと理解いたします。その中では具体的に霧多布保育所という文言は明記されておられません。当然、実施するに当たってはここ1年、2年、要は令和6年度までですから、来年度総合計画を見直す中で、当然そういう考えで進めていくのかなと思いますけれども、端的に答弁をいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（齊藤清隆君）** ただいまの御質問にお答えをいたします。総合計画の実施計画への記載についてですけれども、事業内容、そして財源などの勘案をしながら事業実施に向けて財源が整い次第提案していきたいと考えております。1、2年の間にという話でございましたけれども、町にとりましてより有利な財源をもってこの事業に当たりたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 今副町長から財源についての触れておられました。過疎債については、現在のままでは耐用年数も残っているし、耐震基準を満たしていることから過疎債は使えないと。できるのであれば、僕の希望的観測は緊防災が延長されて、これを使えることによって、実施が近づくのかなと思うのですけれども、ただ、計画を作るに当たってこの計画書の中でここまで明言していることは果たして理事者等々、財政当局としっかり詰めた中でのものなのかどうかということも確認させていただきたいので

こういう質問をしております。是非、有意義な財源を見つけて実施していただきたいと思っております。そこで、計画を作るに当たって霧多布保育所のあり方についてアンケート調査を実施し、その結果に基づいて、今後のこの整備計画を進めていくということだろうと思うのですが、このアンケート調査結果は前回の議会で答弁されております。結果は時間がなくなりますので、全て申しませんけれども、アンケート調査、設問に対する答えを選択方式でしょうから、あらかじめ答えを設けて選んでいただく方向で実施したのだと思うのですが、このアンケートを実施するに当たっては、その段階で行政の方向性というのはまだ決まっていなわけですよ。検討していくための資料としてのアンケートだと私は理解しているのですが、その設問の答えの中に「町に一任」という選択肢を設けていることに大変疑問感じたのですが、普通に考えて町に一任という項目があれば、町に任せておけばいいだろうと、多分そこに○をつけてしまうのですよ。保護者なり本気でそういうことを考えている方以外は、要するに町民の思考を停止させてしまう選択肢であろうかと思うのですが、あえてこの町に一任という項目を設けた訳、どういう目的であったのかを説明いただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 保育所長。

**○保育所長（梅村純也君）** 設問の意味としましては、1番の現在地、2番高台の近く、3番高台移転、いずれも可とされる方がアンケートの結果や住民要望、またその建設に当たっての町の調査などから導き出された町の決定を尊重する場合の回答として、4番の町に一任という項目を設定しました。ですが、改めてアンケート結果自体を見返しますと今議員おっしゃったとおりの、御指摘されたとおりの誘導するようにもとれますし、適切な文言とは言えなかったのではないかと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** アンケート調査、前回の説明では霧多布保育所通所区域、1837世帯に対しての回収した中でのこの結果だけ示されております。その中で保護者世帯、これは67世帯へアンケートを依頼し、44件から回答を得ているという内容でありましたので、この44件の回答の今言ったその他まで含めた数を示せますか。時間ありませんので数だけ教えてください。

**○議長（波岡玄智君）** 保育所長。

**○保育所長（梅村純也君）** お答えいたします。1番の現在地が2件で4.5%、2番

の避難飛躍しやすい場所高台近くが7件で15.9%、3番高台移転が29件の65.9%、4番町に一任が5件で11.4%、5番その他が1件で2.3%、6番の無回答は0件でした。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 要するにこの1番2番の現在地が望ましい、あるいは高台近くに移して避難ができる体制にしてほしい、これを合わせますと22.5%という数になるのですけれども、その方たちが高台、要は湯沸山への高台移転を望まなかったという理由等があるのであれば、1件2件でもいいですし、大まかなところを示していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） まず1番の現在地を選択された方の、自由記載の抜き出しなのですが、代表的な意見として一つ申し上げますと、高台移転した方が安心だが、園庭、駐車場の敷地のことを考えると、現在地が適していると、また2番の避難しやすい場所が7件あったのですが、こちらの代表的な理由としては高台は風が強い、また、子供の安全が確保できれば高台でなくてよい、などの答えが挙げられておりました。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 元と同僚議員から同様に霧多布保育所の高台移転についての質問されております。その中で、まさに答えの中では山の上は風当たりが強いと確かに安全ではあるけれども、普段の園庭での遊びだとか、普段の保育所生活に置いて支障もあるので、しっかり住民とも話し合っって協議したいと答弁されております。それで、僕も安全性を考えて是非高台移転がベストなのかと思います。それでこの高台移転する場合に当たっては、果たしてどの程度を風よけに対する対策が必要なのかとか、そういうことをしっかり踏まえ、そして保護者や住民だけではなく現場の子供を預かる保育士さん、こういう方々の意見もしっかり反映して、そして、考えていくべき話なのだろうと思います。加えて、次に建てられる霧多布保育所の定数というのは、現在確か140か120人かその位だと思うのですけれども、定数についてはどう考えておられるのかも併せて伺います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） まず、保育現場を担う職員の考え方が反映されているかど

うかの質問ですが、霧多布保育所のあり方に関してこれまで正式には職員の意見を聴取していませんので、その考えが計画といえますか、これに反映されているとは言い難いです。ただ、霧多布保育所の保育士のほとんどがお預かりするお子さんの命の安全確保が最優先だと、よって保育所は津波被害の心配のない高台にあることが望ましいと考えております。

両常設保育所、定数と現在の園児数ですが、霧多布が定数140人で現在55人入所しております。茶内が定数80人で現在77名、9月1日現在でございます。霧多布保育所の現在55人に対して定数140というのは余りにもかけ離れ過ぎていると思いますので、新しい保育所になる前に機会を見てこれは適正な数値、例えば70だとかそういう数値に、条例改正すべきだと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 一時預かり保育の実施について伺います。令和5年度までの、一時預かり保育の受け入れ、利用の見込みとして計画書では600人となっております。それで、総合計画の70ページにあるこのKPIの指数、これで500人となっております。それでこの利用量の見込みとKPIはどのように違うのかそれと、このKPI等でこの数値を載せることというのは、今後、どのように活用していくためにこの数値を定めているものかを伺っておきます。

**○議長（波岡玄智君）** 保育所長。

**○保育所長（梅村純也君）** まず、御指摘のとおりこの二つの目標値は同じ令和5年度であるので、本来であれば同じ数値を用いるべきだとは考えております。ですが、第2期子ども・子育て支援計画作成時には必要な最大値という考えでは、令和4年540人、5年、6年が600人としておりましたが、KPIの作成は時期がずれてその後でしたので、そのときに改めて目標数値を検証しまして500人と下方修正しました。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** まず、子ども・子育て支援事業計画の利用量の見込みを設定する目的について御説明させていただきます。計画策定に当たりましては今の基準で量の見込みをニーズ調査等も含めて子育て支援事業の見込みを推計するということも、基本的なものを数値に使うことになっております。今後必要な事業について検討する中で判断材料の基準となるもので大切なものだと考えております。具体的な体制や

内容及び実施時期を定める上で必要なものと考えておりますし、K P Iにつきましては、似たようなものでありますけれども、事業の推進状況と評価を実施する際に確認する表で計画の検証、修正をしながら改善計画の見直しを実施することとなります。子ども・子育て支援計画では量の見込みとして、総合計画ではK P Iとしてそれぞれ計画の目標を設定するというので、基本的に計画実現のための目標ということでもあります。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。時間ですのでまとめてください。

**○2番（田甫哲朗君）** 僕はこの数値目標というのは、毎年度その計画見直しを図ると、要はP D C Aサイクルを用いてこの計画の進捗状況、あるいはその後必要な計画の策定に向けて、これの参考となるべきものが数値目標だと考えるのですけれども、そうでないのであればそのように答えていただければいいですし、そうであるならば大変大きな数字になっておまして、現状と余りにもかけ離れた数字になっております。もし、このP D C Aサイクルでの検討材料として使うのであれば、果たしてその効果というのは相当疑問を覚えるのですけれども、そうでないのであればそのようにお答えください。

**○議長（波岡玄智君）** 保育所長。この答弁をもって一般質問を終わらせていただきますけれども、しっかりと答弁してください。

**○保育所長（梅村純也君）** まず、（3）に当たる御質問なのかなと思うのですか、よろしいでしょうか。242人から倍以上になっていることについてという意味でお答えしてよろしいでしょうか。具体例としてこの部分についてお答えしたいと思います。まず、一時預かり保育に関しては、平成30年度まで担当者1人でやっていました。それで、この242人という数字だったのですが、当時から一時預かり保育に関しては要望が多かったもので、令和元年度から担当者を1人増やして対応しております。それによりまして今年度、4月5月はコロナ対策の関係で休所にしましたけれども利用者数が350人ぐらいにはなろうかと考えております。また先ほどもお話ししたのですが、担当者を増やすことができれば、ここで言う500人、600人というのも可能だとは考えているのですが、現状そこに保育士を多く充てることも難しいので、当面の間は350人前後ぐらいで推移するのかなと考えております。一時預かり保育については以上のような考えです。

**○議長（波岡玄智君）** 会議を中止します。

（中止 午前11時36分）

（再開 午前11時38分）

○議長（波岡玄智君） 会議を続けます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 計画の見直しの部分ですが、実態に合わせて現実に行きけることを数値的にも直すべきではないかという話だと思います。PDCAサイクルですので。保育所長が言ったとおり、潜在的な人数は500人、600人いると私どもも思っております。ただその体制ができるかという部分も含めて検証しながら、これがそのまま500人という数字にするのか、300人という現実的な数字にするのか、これについては見直しの時期に検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 通告に従いまして質問させていただきます。

1項目だけでも、公共の道路上へのポイ捨てされたゴミを浜中町民の力でなくす取り組みについてであります。

今年コロナ対策で町民の日常生活が公衆衛生上、いろいろと気を付けて感染が広がらないようにみんなで注意しながら生活してきました。コロナ禍とどんな関係があるのかわかりませんが、今年の5月、6月になって道路上のポイ捨てが目立つようになりました。先日、道道を管理する厚岸の建設管理部に出向いて道路のポイ捨てについて聞いてきました。担当者のお話では、コロナ対策で全国一斉に休校となり、外出の自粛要請や3密を避け、マスクの着用、手洗いの励行など、今まで日常生活にない状況が続いていました。人々が車で外出するようになってから、ごみのポイ捨ても春先から例年にない量となり、担当として驚いている。レジ袋でのポイ捨てばかりではなく、使い古しのテレビ、電子レンジ、小型の冷蔵庫なども路肩の下草むらに捨てられていたと。広いスペースに山になって捨てられている電化製品を私は見せていただき、大変驚きました。

私は、自分の仕事で毎朝茶内を往復しておりますが、MGロードの1987メートルを通過して、茶内のJR踏切まで3日に1回の割合でゴミごみ拾いをしながら戻ってくるのですが、ゴミを拾って驚きました。比較的大きなレジ袋にケンタッキーフライドチキンのレシート、車の中でタンを吐くのでしょうか、使用済みのティッシュが30個ほど丸まって入っています。その袋をカラスか狐がほどこいて散らかし10メートルにも広がっています。3週続いて、KFCの午後6時ころのレシートが入っていました。路上のゴミは仕方ないとしても、捨てた人は仕事の関係で霧多布に来ていた人でしょう。喉か肺の病気がある人ではないか、きちんと病院に行って治療をすればよいのにと心配して

います。かと思えば車の中で喫煙をするのでしょう。比較的小さなレジ袋に、車の灰皿から吸殻を3回ぐらい捨てて灰皿をきれいにし、飲みカスのジュースの缶と一緒に路上にポイ捨て。さすがに吸い殻ばかりだったので、カラスは1カ所に穴を開けただけでした。高級なチリ紙を1枚ずつ5、6枚も2メートル間隔で捨てている人もいます。後で考えたのですが、走りながら5、6枚を外に投げると2メートル間隔ぐらいで、ゴミは散らかっているのかなと思いましたが、それでも3日に1回拾っていくうちに見違えるほどポイ捨てゴミは少なくなりました。

それで、私はこのポイ捨てゴミについて、海岸線から国道44号線も含めて、そこまでの道路がものすごくポイ捨てがあります。もちろん44号線もそうです。44号線から北のほうに向かって西円や東円に向かっていく道路、あるいは、姉別北に向かう道路ではほとんどポイ捨ては見られません。たまに、ペットボトルや、ジュースの缶が転がっている程度です。そして、東西に走る横の道路はほとんどゴミが落ちていません。恐らく地域の自治会で花壇を作ったり、学校を飾ったりいろいろする中でゴミのポイ捨てなどは町民がほとんどしていない証拠だと思います。

以下、このゴミ対策については、浜中町全体もそうですけれども、今言ったとおり集中している箇所をみんなで拾って歩いたらどうなのかなというこの質問になっております。一つ目は、浜中町の国道、道道、町道にゴミのポイ捨てが見られるが、それぞれについて町としては、どんなふうに見ておりますかというのが最初の質問です。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 御質問にお答えいたします。ゴミのポイ捨てにつきまして、本町におきましても国道、道道、町道それぞれ路線を問わず、道路脇などへのポイ捨てが後を絶たない、そういった認識でおります。ゴミのポイ捨てにつきましては、廃棄物処理法におきまして禁じられている悪質な不法投棄でございます。こうしたことからやはり本町が有しております自然環境、自然景観、さらには町民の皆さんの快適な生活環境、道路の維持管理にまで悪影響を及ぼすこととなりますので、極めて憂慮すべき状況であると捉えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 担当課長からあったように、3つの管理する道路の質問したとおり、大変な状況になってるといふ共通認識になっているのかなと私は思いました。浜中町としては、ポイ捨てをしないように過去から現在まで担当課中心に、どんな呼びか

けをして、どんな組織でどういった事をやってきたのか、そのことの説明をいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** ポイ捨て及び不法投棄に対して、どのように取り組んできたかという点におきましては、まず、不法投棄の関係につきましては、所管課が町民課であるので、町民の方、町内の関係団体の方から情報をいただいた際には、出向いて不法投棄の対応をしているというのが日常的でございます。

また、管内の広域的組織であります自然の番人宣言推進委員会で自然の番人宣言をしております、そちらにおいて不法投棄に対する防止の周知啓発活動をこれまで行ってきたところでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 不法投棄について罰則もありますよね。お金の罰則とか。同じ町民なので、なかなか不法投棄したものに対して罰則を含めた注意というのは、とても難しいことではないかと私は思います。例えば自分自身が前の車がポイと捨てたものに対して追い抜いて止まって、あなたダメだよということも、あまり関わりたくないですよ。そういう点で担当者として、一つの例として、通報があり注意したときに、罰則も含めて対応策を今までとったことがあるのかどうなのか、あるいはゴミ捨てだけでなく、ガスに隠れて自宅から出たゴミを燃やすところもあって、ゴミを燃やしているといった通報もあると思いますが、そういうものに対する対応で厳しい罰則も含めた対応は今までにありましたか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 罰則の関係で事例があるかという御質問でございます。実際に行政指導等を行ったという事例については、これまでのところ実際にはございません。ただし、やはり5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金という罰則規定が法律でございますので、例えば広報の6月号では実際に不法投棄があった事例を写真で載せて町民の皆さんに知っていただくということを敢えてさせていただきました。また先ほど焼却、野焼きの関係と思われまじけれども、こちらについても同様に廃棄物処理法で禁止をされておりますので、不法投棄同様罰則があります。野焼きにつきましては実際には直接的な指導というのはこれまでないのですけれども、例えば他の業務で係が町内を巡回しているときにそういったことはだめですよという指導や話をした事例



はございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 担当課では通報があったときには出向いて注意して歩いているということですね。ゴミ拾いを自分でやってみて気づいたのは街路樹とか街並みがとても綺麗なことを、やはり浜中町として誇っていいのではないのかなと思います。

例えば茶内の駅前通りはナナカマドの木が両側に立っていて、それから花壇の枡が全部で33枡もあって、そこに春先苗を近所の方々がみんなして集まって植えて、この秋までずっと街路樹を輝かせておりますし、あるいは、霧多布の一の通りもそれぞれが枡を持って家の前の枡をきれいにしていると。それからこの役場前通りもこれはそれぞれの課が3人、5人出て、箒を持って雑草駆除をやっている。それから、福祉保健課や病院や庁舎の前に自分たちの花壇も用意して、すばらしい環境を作っているのだと思います。そういうすばらしい環境なのですが、心ない人が、これは町民とは限りません、心ない人が、自分の車の中からポイ捨てするというのは浜中町にとっても大変マイナスのことであり、ポイ捨てゴミ、特に町民の目の届かないところにゴミを捨てるというのは、本当に狂っているとしか考えられないと思います。

それで質問の2番目ですけれども、行政機関はポイ捨てゴミの回収にどのように取り組んできましたか。開発、建設管理部、町の取り組みを紹介してほしい。春と秋の一斉清掃の回数だとか、いろいろと取り組んでいると思いますが、国道や道道や町道についてはいかがですか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** まず、道路の維持管理という点で申し上げますと、国道は国の管轄でございますので開発建設部の指示の下、委託業者が清掃に当たっております。一方道道につきましては北海道の管轄ということで、道建設管理部が指示を出して委託業者が対応しているところでございます。MGロードにつきましては道道でございますので、通常は道の建設管理部のほうで対応に当たっているところでございます。国道、道道につきましては、年1回、特に春に道路のゴミ拾いを実施しておりますし、通常のパトロール時にも拾うようにしてお聞きしております。一方で町道につきましては、町と委託契約しております道路維持の業者さんが軽易なものであれば通常パトロールの中で対応していただいている場合がございますけれども、例えばごみの量が多くなったり、また、ポイ捨てが本当に悪質なものでございますと、不法投棄とい

う観点から行政内の関係部署、例えば町民課と建設課と連携して対応させていただいているところでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 国や道の機関、そして町も春の一斉清掃だとか秋の一斉清掃とか、あるいは定期的に回って歩いて、人を雇って国道のごみを拾って歩くという行動も見られます。しかし、なかなかきちんと収まりません。私が考えるには、ポイ捨てをしたらどうなのかとか、なぜポイ捨てをするのかとか、やはり子供たちの教育そのものに待つということもとても大事なことはないのかなと思います。ゴミを子供たちが拾って歩いている活動もあると思うのですけれども、どんなゴミが落ちているのか、捨てる人はどんなときに捨てるのか、一般道路のゴミ拾いに取り組んでいるのだけれども、自分たちが大人になった時にどうしたらいいのかなど、そういう教育面での取り組みはどうなっているかということで、小学校、中学校、高等学校の周辺道路のゴミ拾い活動が見られますが、この件について教育委員会から説明をお願いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 指導室長。

**○指導室長（渥美清孝君）** 学校での取り組みにつきまして御回答申し上げます。学校では清掃美化教育や環境教育などの視点から事前指導、評価事後指導などを重視しながら、ゴミ拾い活動も行っております。町内の小中学校におきましても、授業、行事、委員会活動などの時間を使って年1回から2回程度、学校敷地内、通学路、学校校区内において児童生徒がゴミ拾いをしたり、PTA活動の一環として保護者が環境整備作業をしております。また、学校における環境教育として、学校版環境ISOや自然の番人の認定校としてゴミ問題も一つの視点としながら、環境に関する教育を充実させているところでございます。特に霧多布高等学校においては、環境美化整備学習環境向上の取り組みと、これに関わる意識の醸成、さらに霧多布高等学校の取り組みへの住民への理解増進などを狙いに置きながら、毎年5月上旬にMGロードや琵琶瀬木道周辺のゴミ拾い活動を行っております。この活動について今年度はコロナウイルス感染症への配慮から規模を縮小して1年生が7月3日に実施したところでございますが、生徒はゴミ拾いの活動について率先して取り組んでおり、町をきれいにすることは当たり前のことであるとの意識は非常に高く、これらの活動は着実に生徒の成長に繋がっていると認識しているところでございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 今、高校の例でみんなで行っているということで、様子もよくわかります。それで社会生活において、子供たちが社会に出て自分では散らかさな  
いけれども知らない人が散らかしていく、そういうゴミを見て子供たちはどんな感想  
で、あるいは作文を書かせた中でこんな作文があったとか、子供たちの意見というのは  
教育委員会としては、子供たちの思いというか、そういうのは捉えておりますか。

**○議長（波岡玄智君）** 指導室長。

**○指導室長（渥美清孝君）** 質問にお答えいたします。直接的に子供たちの作文を読ん  
だわけではございませんが、指導している先生方の声や様子から推察するに、自分た  
ちがきれいにしている、きれいに使っている校舎や、または地域にゴミが落ちていたり、  
見ている余り気持ちよくない状況であることについて、生徒たちも課題意識を持ってお  
り、何とかきれいな町にしていきたいという思いを持っていること、そのことについて  
は子供たちの意識の中にしっかり根づいていると認識しております。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** ありがとうございます。次に進みます。4点目は、今行政の方  
から、あるいは教育委員会の方からもいろいろな活動を展開していると。しかし、皆無  
になることは想像できません。次からの質問は、このゴミをなくすのはどうしたらいい  
か観光の面からも大切なことだと思います。

最近、（仮称）厚岸霧多布昆布森国定公園に指定される見込みと聞いています。役場、  
商工会、漁業協同組合などで進められ、根室半島の納沙布岬までの海岸線のすばらしさ  
は旅行者の思い出の1ページになってくれればと思います。町民みんなでポイ捨てゴミ  
の拾い隊を結成し、町民のボランティアで365日、ゴミを見つけたら拾ってなくす活  
動を町として呼びかけてみてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 一般質問中ですけれども、この際暫時休憩します。

（休憩 午後12時05分）

（再開 午後12時59分）

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 御質問にお答えをいたします。町民の皆さんでボランテ  
ィアを結成してポイ捨てゴミのゴミ拾いということでございますけれども、住民参加を

促進するという観点で、一つの手法であろうかと存じます。現状、町内の環境美化を図る点では、町民の皆さんにおかれましては、例えばそれぞれお住まいになられている地域でゴミが落ちていた時には随時拾っていただいていると思っておりますし、一斉清掃などの清掃活動にも積極的に参加をいただいている。その意味では町民ボランティアの一つの形と捉えております。去年も特に人目の届かない場所で先ほど議員おっしゃったとおり、ゴミのポイ捨て、不法投棄が町内において依然として発生しているのが現状でございます。ゴミのポイ捨て、不法投棄は絶対にしてはいけません。加えて投棄した場合には、廃棄物処理法に基づいて罰則がある、このことについては町民の皆さんに十分御理解いただいていると思っておりますけれども、今後におきましては、本町にお越しになる方なども含めまして、投棄防止の意識向上に向けた周知啓発活動をさらに徹底していくことが、まずは重要ではないかと考えております。

それと日常的に、役場職員、行政職員だけでそういった人目のつかないところのゴミのポイ捨て、不法投棄の発生事案すべてを把握することは非常に難しいということもございます。そのために、町民の皆さんからの情報提供はもちろん、道路パトロールをされている皆さん、NPO団体等とも連携して、日常的な不法投棄情報の情報収集、把握を行うとともに一斉清掃、あるいは湿原クリーン作戦といった活動を継続しつつ、町内の環境美化の推進、不法投棄の防止に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 私が提案したのは、実際に8月いっぱい、同じ区間のゴミをずっと拾って歩いて本当に毎日毎日自分の助手席にいろんなゴミが溜まるわけですよ。そうした経験から、自発的に町民の方から、よし私もゴミ拾い隊の隊員になって自分の家から1キロ向こうまで往復拾ってみようかなという人が出てくるのが1番ゴミをなくす上で有効なことだと思って私は提案します。説明された課長もゴミの関係の責任者であってそういう答弁をされたんですけれども私としては、一定の区間を1キロでも2キロでも歩いて毎日毎日浜中町の道路をやってみることによって、もう本当に様々なゴミが落ちていて、捨てた人の倫理感がどんなものだろうかと、疑うほどのものもあるのです。毎日毎日あるのです。そういう認識を私は責任者である町民課長、あるいは町民課が時間はないかもしれないけれども、時間をとって、定時定点でゴミを拾って歩けば私が言ったことがよく理解できると思います。この間、浜中町においては、もう故人に

なられました元町長が自分の家から役場に来るまでずっとごみを拾ってきたという話も聞いていますし、今議場にいる議員の中でも夫婦でMGロードのゴミを拾っていた時期もありました。今僕が言った以外にやっている人もいます。

例えば、昨日まで新川十字路から大橋まで此処と此処に缶が落ちていたはずなのに今日はないな、私以外の人が拾っていつているのだと、そういう出会いも感じられるのです。そういう点で、実際に期間を決めて一定の区間でゴミを拾ってみようかなと、そういう行動をして、始めて町民に自信を持って喜んでやってもらう、そういう感じから町民に呼びかけることができると思うのです。強制するわけではないけれども、そういう運動を浜中町で大々的に、1年2年でゴミのない町にしようという決意を持つならば私は担当者が実際に町に出て人気のいないところのゴミを拾って歩いてやればよいと思うのです。やってみる気はありませんか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 御質問にお答えをいたします。議員おっしゃられるように期間をある程度定めて、ゴミ拾いをという呼びかけでございますけれども、御存じのとおり、一斉清掃は春秋年に2回という形で町内会、自治会の皆さんに御協力をいただいて実施をしております。清掃箇所については必ずしも道路沿いではないところもあるかもしれませんけれども、これまで実施をしてきております。例えば清掃月間ですとか、そういったことを定めてということでございますけれども、今即答はできませんけれども、釧路管内でも他のところでそういった一斉清掃以外の清掃活動に取り組んでいるところもございますので、今度どのようなことが新たにできるかを私たちも研究していかなければならないものと考えます。ただ、そのゴミについては不法投棄ですから、捨ててはいけないと、やはり視点として、そこに重きを置くことで、まず不法投棄は絶対だめですというところをしっかりと周知しつつ、研究を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 課長は若いですから、なんでもやってみるという、そのぐらいの意気込みがあってもいいのかなと思います。

町長。私のそういう提案に対して町民がボランティアで俺はここからここまでやるんだ、それは1カ月に3日でも4日でもいいと思います。時間を見て、自分の歩く時間を見て、自発的にみんなで拾って歩くということは、町長はどう思いますか。私はこうし

たらいいのではないかということを書べましたけれども、無理なことなのでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** ただいまの御質問にお答えしたいと思います。やはり今、道路上にゴミがあるということを含めてコンビニにゴミ箱がなくなってきたとか、レジ袋が有料化になってきたとか、いろいろなこともゴミが増えてきた原因の一つになっていると思います。今、強化月間、そういった事を含めて運動していきたいと課長も言っていますし、そういう形でいきたいと思います。

ただ、今議員がゴミを拾われていたMGロード、車の速度が速くなってきています。そんな意味では大変危険な作業だと思っています。例えば黄色い車の清掃といったらおかしいですけれども、交通関係の車ということであれば注意しますけれども。ですからクリーン作戦の時にはたくさんの人たちがゴミを拾う、大人数でやりますからそれは安全が確保されていると思っています。

市街地の春秋の清掃、これも一斉に周知されていますからできると思います。ただ一番心配なのは、市街地以外の今の道路の関係です。MGロードにはコンビニを過ぎた辺りに熊の看板が立っています。そういうことからすると、決してMGロード、6番沢の道路含めて熊が横断しているラインでありますから、危険な道路でもあるわけです。1人でやられているというのはちょっと、難しいと言ったらおかしいですけれども、町民バラバラでやるということは険しいというか、やってはいけないような気もしています。そういう意味でこれからやるとすれば、不法投棄防止の看板含めて、特にこれから国定公園になっていく想定のもとでありますから、そんなところにゴミを捨てないでくださいと看板もしっかり普及していかないといけないと思いますし、是非これからも一斉に何日間だとか、市街地だったらできると思いますけれども、特に道路上については心配なところがありますから、町長としても、いろいろな手を考えますけれども、検討していかなければと思っていますし、現在拾われている現状がありますので十分注意して拾ってもらいたいと思っています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 町長なかなかいいところを衝いているなと思います。実際MGロードを通り過ぎて湿原センターから、S字カーブを通り過ぎて坂を上っていく途中で、3歳くらいの熊が横断していく姿を朝方の夜が明けるところに見ることがあります。私は対策として、登山でいつも使っている鈴をつけながら、あるいはクラクション

を鳴らしたり、そういうこともしています。それから、交通事故に遭わないように、これはすごく大事なことだと思います。それで実際に歩いてみて気付くのですけれども、歩道を歩いていると対向車線あるいは後から来る車も皆さん中央車線に寄って走っていくのをこの間発見しました。ですから、運転手さんが歩いている人がいると思ったら、中央車線に寄って走ることを毎日のように経験して、やはりこれは交通マナーとしてはとてもありがたいことだと思っております。私はそういう感じから呼びかけているのですが、もしもやるとすれば、車の通りの少ない時間帯、朝方であれば5時から6時半までの間、夕方であれば18時から19時半までの間が仕事帰りの人がほとんどいなくなって、19時を過ぎると浜の人は明日の準備で走らなくなるので、そういう時間帯がいいと思います。それから、軍手を履いてビニールをして、それで今までやっていたのですけれども、先ほどコロナが心配だという話もあったような気がするのですけれども、火ばさみでゴミを拾い小さなバケツにゴミを入れて、それから車に積んでいる大き目のポリバケツに入れる、そうするとゴミを拾った手で運転をしなくてもいいので火ばさみとバケツを用意して拾って歩くというのは、衛生上から見てもいいのかなと思います。できればそういう方向でやるのであれば、みんなボランティアでやるのだから自分の家にある火ばさみや小さいバケツやそういうものを持ってやればいいと思うけれども、本格的に協力を求めるということであれば、そういう手だても必要かなと思います。自分としてそんな意味で質問に立ったわけです。

最後になりますがこれは議長にお断りして、最後に私の発言なのですけれども、こちらに並んでいる議員のみんなでゴミを拾おうじゃないかという提案を私がして、まず私最年長者なのですけれども加藤がやるのなら俺たちまだまだ若いから健康上也考えて議会みんなでやろうじゃないかと、多分そんなふうになっているのかなと思ひまして、議長の許しを得て、質問が終わったら議員みんなで何かやろうじゃないかということ発言したいと言ったら、加藤議員やってもいいよということになっておりましたのでそれだけを述べておきます。

このように、質問やあとは補足説明もあったのですけれどもこの件について答弁できなかった部分があれば、述べていただきたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** こういうことはあまり例がないのですが、控室で雑談的に話したことが今現在、議長のお許しを得てといったようなことでこちらに問い合わせがありましたけれども、そういうのは議会に馴染まない話ですからあくまでそれは控室での雑談

の中で話したことです。我々議員と理事者とのいわゆる質疑応答の場ですから、私に対する問いかけは別の問題として捉えさせていただきたいと思います。

さらにまた、他に答弁することがあれば、聞きたいということですからよろしく願いします。

町長。

**○町長（松本博君）** 第6期浜中町まちづくり総合計画におきましても、基本目標で自然を守り、未来につながる住みよいまちづくりの中で、不法投棄防止の推進を掲げております。やはりきれいな町に、そしてまた、国定公園になることも含めてしっかりきれいな町、浜中町の美しい自然環境を守ることを基本に、みんなで協議して、担当者含めて検討してこれから進めていきたいと思っています。急に何々ができることではないかもしれませんが、まず町の中、そして身近なところから進めて、そういう視点を置きたいと思います。ただ、これから本当にMGロードでのゴミを拾うということで中央線に寄っている車は、多分鹿が出てきたら困るから中央線に寄っていると思っていますので本当に気をつけて、大事な命ですから。町長としては町民の命も守らなければいけませんから、そういう視点からするとしっかり私のお話も聞いて、そしてみんなでやっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 6番前田議員。

**○6番（前田光治君）** 通告に従いまして、3点質問したいと思います。

景観条例の制定の時期についてでございます。このことにつきましては、先に1番議員、3番議員より質問されておりましたが、自然エネルギー発電設置業者の民有地取得が多く見られる状況から、景観条例の策定と進捗状況はどの程度進められているかお尋ねしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（齊藤清隆君）** 御質問にお答えをいたします。景観条例及び景観計画の策定につきましては、現在、企画調整係の方で他の市町村も参考に計画の策定や、策定委員会の設置規則、並びに骨子案などの検討を進めております。ただ、5年に1度の国の国勢調査、その業務に加えまして新型コロナウイルス感染症における交付金事業、また、光ファイバー整備事業の1年前倒しでの作業など、業務が重なったことによりまして、当初の計画よりスケジュールが遅れていることを申し上げます。ただ、しっかりと今後取り組んでまいりたいと思っておりますので、スケジュール的には1年ぐらい遅れると



と思いますが、御理解を願いたいと思います。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 前田議員。

**○6番（前田光治君）** 次に光通信網に関する計画と事業化について質問したいと思います。町内全域の光通信網の整備に関して、次期総合計画の重点事業化と答弁されておりましたが、その後の対応についての進捗状況はどのように進められているかお尋ねしたい。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（齊藤清隆君）** お答えをいたします。町内全域での光ファイバー整備につきましては、6月から7月にかけて集めました光サービス事前申込書の数が、整備を行うために必要な件数が当初600件と言われておりましたが、これをクリアしてございます。今NTT東日本北海道事業部との協議の結果、浜中町が一部負担をすることで、民設民営での整備を今年度から行うことで事業を進めているところでございます。

現在、NTT東日本の設計が終わりまして浜中町の負担金額が確定しましたので、本議会での補正予算を上程させていただいているところでございます。

今後におきましては、国からNTT東日本への補助金の交付決定がありましたら整備が始まりますが、整備規模が大きいことから来年度に繰り越しての整備となる予定となっております。サービス開始は、来年度末から再来年度当初の計画となっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 前田議員。

**○6番（前田光治君）** 3点目でございます。重点事業のその後についての進捗状況をお尋ねしたいと思います。MGロードの複線化及び散布地区避難道路や、また、仲の浜、新川、暮帰別地区の避難タワーの建設事業化についての進み具合はどのようになっているかお尋ねしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。初めに、道道琵琶瀬茶内停車場線、MGロードの複線化でございます。道路管理者の北海道では、道路敷地の拡張が難しいことから現在設置されている歩道を撤去して1車線程度の幅を確保する幅の広い道路側帯を設置することで、通常は片側1車線通行、有事の際には、茶内方面に実質2列走行が可能となるような整備をすとしてございます。

昨年までに地質調査、実測を実施設計が終了していることから、本年10月から寿磯

橋方面から工事を実施する予定と北海道より聞いてございます。

次に、散布地区避難道でございますけれども、丸山散布避難道路につきましては、これまで3度にわたる基本調査での避難ルート、これについてはいずれも採択に至らなかったことから、平成30年度から、再度地域要望を踏まえた中で、現実的な避難ルートとして、丸山湖沼公園から湖沼公園に隣接する高台に車で避難するルートについて協議を行いまして、地域にも概ね了解をしていただいているところでございます。これについては、道有林や道立自然公園を管理、所管しております北海道との協議、あるいは地元漁業協同組合との協議などを行いまして、事業実施に向けての条件整備に努めております。現地での測量、地質等の調査、概略、実施設計を行う段階となっております。この事業の予算措置は、現在のところまででございますけれども、早期に着工できるよう財源確保に努めたいと考えてございます。

次に津波避難タワーの建設でございますけれども、避難対策としての必要性は十分認識しておりまして、地域防災計画にも避難方法の一つとして、明記されているということでございます。町といたしましては、これまで琵琶瀬親睦、仲の浜、新川、暮帰別地区を対象とした避難基礎調査を実施しまして、避難困難地域での避難対策案を検討してきたというところでございますけれども、残念ながら現時点におきましては、具体的な整備計画までには至っておりません。その理由は、タワーの高さと浸水する津波高の課題がございます。今年4月に公表されました国の津波高に基づき、今年度中に津波浸水想定の高さ、これが北海道より公表され、この高さが出ることによりまして、津波避難施設の整備の高さの目安となります基準水位が設定、明確化されることとなりますので、これらの基準の公表を受けて具体的なハード施設の整備が進むと考えてございます。この基準水位によりましては、津波避難タワー以外にも例えば既存の施設の避難場所としての活用ができないからだとか、高い所に避難できない場合には津波救命艇を配備するだとか、あるいは、長期的な整備としては高台の造成、こういう部分などを含めて効率的、効果的な避難方法を検討したいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 前田議員。

○6番（前田光治君） この3点については、最近地震も数多くなっておりますので、早急に実行に移ってもらいたいと思います。終わります。

○議長（波岡玄智君） 1番川村議員。

○1番（川村義春君） 通告に基づき一般質問を行います。

質問事項の1点目は、地域公共交通ネットワークの見直しについてであります。町民が安心して利用でき、町内に住み続けられる環境整備を行うため、令和6年までの計画期間である浜中町地域公共交通網形成計画に沿って、10月1日より町営バスの運行が始まりますが、湯沸下海岸と上海岸地域が運行路線からなぜか取り残されている状況でございます。当該地域を経由する路線の追加及び停留所2カ所、下海岸の指定避難場付近と上海岸小笠原宅前のT字路付近を増設してほしいと希望されている高齢者の声がございます。湯沸地域の地理的条件は皆さん御存じのように急坂が多くて運行バスの発着地点となる、ゆうゆ停留所まで歩くことは高齢者にとって困難極まりないと想像ができます。バス利用の利便性を高める必要が出てくるわけでございます。お年寄りの声を実現するには新庁舎が完成し、新たな避難道が整備され、町道として利用可能となった時点で、公共交通網が変更されると役場前に停留所はできると聞いておりますので、ルート変更時に合わせて湯沸地区の高齢者などが安心して生活できる、公共交通網のバス路線を確立していただきたい、このように思っておるわけでございます。

なお、ゆうゆから50メートルくらいの地点に下海岸入り口のバス停留所があります。十字路交差点の手前で坂道でもあることから、利用はほとんどないのではないかと思っております。湯沸下海岸と誤解されるので運行表から削除し、停留所自体を廃止すべきと思いますが、いかがでしょうか。ちなみに、私写真を撮ってきたのですけれども、この地点ですから、坂を上がっていった先の十字路を右にゆうゆに入っていくところの場所です。ほとんど利用がないと思っておりますので、その辺も含めてお答えいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 御質問にお答えいたします。議員のおっしゃる湯沸下海岸と上海岸地域が運行の路線から取り残されているということでもありますけれども、これまで、平成30年度に行った町民アンケート調査あるいは乗降調査、それから、令和元年度に実証運行を実施いたしました。これに伴う地域との意見交換会で出された意見、また実証運行が終わった後の意見交換、そういったものを含めまして浜中町地域公共交通活性化協議会において協議、検討を重ねて運行に関する具体的な検討を行う専門部会においても検討してきたところであります。運行路線や有償運送を行うための浜中町地域公共交通網形成計画の策定に取り組んできた現状でございます。

このような協議経過を経て、今般、来月であります10月1日からの運行路線、バ

ス停留所を設定して運行開始をすることになったところでもあります。議員おっしゃるような、決して湯沸地域が運行路線から取り残されたということではないことを、これまでもいろいろ協議検討し、10月1日の運行開始だと御理解いただきたいと思います。

また、御質問の中にありました当該地域を経由する路線の、追加及び停留所2カ所の増設をしてこれからの利便性を高める必要があるのではないかという御質問でありますけれども、10月から運行開始することによって今議員がおっしゃられている地点は霧多布厚岸線のルート上のエリアに入る路線の一部かとこちらも捉えておりますけれども、その他にも、町内には3路線、浜中線、茶内線、霧多布湿原線、こういった路線もありますので、これら全体の運行を踏まえた新たな課題と合わせながら地元自治会ですとか地域の意見交換、これらを運行開始した後のいろいろな課題等を含めて協議会のほうでまた検討していきたいと考えているところでございます。

また、御質問の中にありました新庁舎への連絡道路が町道として供用開始に合わせて、議員おっしゃるとおり役場停留所というものを設置する計画でございます。

御質問がありました下海岸入り口のバス停留所自体廃止すべきという、そのことではありますが、停留所の廃止、新設あるいは、運行ルートの変更など、こういったものに伴う協議は前段で申し上げたとおり、運行開始した後の新たな課題とあわせて、協議会で検討していきたいと考えてございます。これらの変更内容を決定して、改めて国土交通省への路線の連絡道路ができた後の、恐らく変更申請手続、承認申請になると思いますので、それらの手続を行っていききたいなと現状としては考えているところでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 実際のところ取り残されたわけではないという話をされましたけれども、現実的には取り残されているのです。はっきり言って。今まで釧路バスが運行路線ですっと通してきたから、それでいいという判断で、協議会でも認めたかもしれませんが。でも実際そこに住んでみないとわからないのですよ。私も昆布の関係がありまして頻繁に通っていましたが、やはりあそこを歩いてゆうゆまで行くというのは非常に困難です。当然、そこにバス路線が一つ下海岸まで行って、町道を通って、上海岸ができて、それから上がってくるというルートが必要だと、これから例えば高齢者がどんどんどんどん増えて後継者がいなければ、運転免許証を返納するという時代が必ずきます。そういうことを含めて今すぐの対応でなくて、私が言っているのは庁舎が完成

したときに、国交省に申し出て停留所の変更だとかをやるわけですから、確実にやる話なのです。その時々に合わせてでいいから、そういうお年寄りの声をきちんと届けていかないと。やらないと言ったら住民福祉を切り捨てる事になるのです。だからそういうことを、地域の声を大事にすることを私は言っているわけです。単純な話です。やるというのであれば、そういうことで前向きに検討していただければいいのですが、今言ったようにそういうことではないと言われますと、私としてはせっかくこうしてみんなが知恵を出して釧路バスに代わって浜中町独自で新しい路線を作ったし、本当に敬意を表します。旅行者のことも含めたり観光客のことも含めながら、こういったバス路線をちゃんと作っている。湯沸地区については、もし運行するとすれば、終点部分、茶内駅に通ずる部分だとか子野日公園で釧路バスと接続する部分だとか、そういった部分の後ろの方の時間は、これ以上伸ばせられないわけですから。だから早めるしかないこれを10分なり、15分なり何分かかかるかわからないですけども、それを前にするという事は可能なのです。ですからそれは、今度ルート変更とかをする場合に国交省に申請を出すときに、そういった部分も含めて検討してくださいということなのです。これについて再度お答えをいただきたい。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 議員おっしゃっていたように湯沸地域が外れているとか外したということではないことは、前段でもいろいろこれまで実証運行なり地域に入っの意見交換、実証運行の後の意見交換会、こういったものも含めて、文化センターで実際に、霧多布市街、湯沸地域の方々にもおいでいただいて、その辺のいろいろなお話もさせていただいた中での当初の10月1日からの運行ということでございます。その運行をしている中で、今後新庁舎の連絡道路ができますし、それによってルート変更も当然行われますが、その間にまた、今議員おっしゃっていたような地域も含めての検討を協議会の中で改めてまた進めていきますので、その地域を外しながらとか、そういうことではないということをまず御理解いただきたいと思います。

それから議員が具体的な路線でのお話もされておりましたけれども、その路線についても、先ほど申し上げました霧多布厚岸線を例えて挙げましたが、霧多布湿原線、こういったルート上も考えられるでしょうし、そういったことのでき得る限りのものを検討協議会の中でしていくことと、あるいは定時定路線ですとか、そういった運行路線上の組み合わせの他に今ある福祉運送ですとかそういったものの制度も組み合わせたい

ないかという部分も含めて、協議会の中で検討していきたいと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 今課長の方から大変前向きに検討してもらえるということでありました。庁舎が完成するのは本年12月の見込みです。それで、移転作業が1月6日まで行われて1月6日から新庁舎が稼働すると。その後に湯沸高台避難道路の完成、これを見据えて9月までに造成をするというこの前の説明で、開通については10月下旬ということですから、役場前の停留所ができるのは来年の早くて11月以降だと思っていますけれども、国交省への協議だとか、協議会があるということで、その後1、2年はかかっても私は仕方ないと思っています。福祉バス形態もあるだろうし、いろいろな方法があるということですから、十分その辺をその地域を取り残さないという協議をしてほしいと思います。最後ですから町長の方からでも、そういう、上海岸の路線も含めるといふ確約をいただきたいのですけれども。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 総務課長がそのように答えているということは、町長の答弁でもあります。ですから、しっかりそのことは確約されたと捉えて結構だと思います。最初の質問の答えからちょっとずれているというか、違うことがあるのかなと思ったのですが、一貫して1回目2回目の課長の答弁というのは、時期的なことはまた別ですが、しっかり取り組んでいくということだったと思っています。ただ、もし言うのであれば余計なことかもしれませんが、湯沸の自治会の方たちの声もしっかり聞いたということでここまでできたのですけれども、私どももそう信じていたのですけれども、結果的にその部分の声が、しっかり上がってこなかったのだと結論付けました。これからしっかり総務課長の言った方向で進めていきたいと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 今言われた町長の言葉は重いと思いますので、私もそう受け止めたいと思います。ただ、実際に免許のない高齢者の声を自治会がどれだけ取り入れているかということだと思っております。私は直接聞きましたから、高齢者から、その辺の取り違いかなと思っていますので、その辺も含めて今後見直しをする段階では、高齢者の声をきちんと聞くようにお願いしたいと思います。

2点目については、3月定例会と6月定例会でお聞きした点、前向きに答弁された点  
はどのように展開されているのか確認の意味を含めて質問をしたいと思います。

まず1点目の指定緊急避難場所への照明設備の設置について、未整備箇所については  
私改めて、この議会が始まる3日ぐらい前に、現地をずっと回ってきました。そしたら、  
渡散布2カ所、火散布道道コンテナ、アゼチの岬、榊町旧森林公園、ここは草刈りがさ  
れていけませんので入っていきませんでした。榊町憩いの広場の調査を行いました。その  
ほかに養老散布も行ってきましたけれども、小さい水銀灯がありましたが、あれはもう  
少し明るい光に替えたほうがいいのかというものもありました。

今回の補正で渡散布2カ所の整備費を32万円つけていただきましたので、まずここ  
からスタートかということで本当に、ありがたいことで、喜んでおりますけれども、残  
された箇所の照明設備の設置スケジュール。これについて併せて伺いたいと思います。  
よろしくお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。議員おっしゃいますとおり指定緊急  
避難場所の照明設備のない避難場所につきましては、各避難場所の実態を踏まえて照明  
の関係を検討してございます。渡散布につきましては、議員御指摘のとおり今議会の補  
正予算でお願いをしているというところでございます。火散布道道沿いの避難場所につ  
きましては、地元からの要望もございまして商用電源が良いか、場合によってはソーラ  
ー電源が良いかということで、商用電源の場合は道路を横断しないと高さが問題  
もありますので、その面も含めて今後設置に向けて検討していきたいと考えてござい  
ます。次にアゼチの岬につきましては現在の駐車場内に照明設備はございますけれど  
も、現在点灯していないという状況でございます。施設を管理しております担当課と協  
議も行いながら、この点灯していない状態を解消していきたいと考えてございます。次  
に、榊町旧森林公園と憩いの広場でございますけれども、旧森林公園の避難場所につ  
きましては榊町の神社裏、治山施設の管理用の階段、こちらを使用して神社裏から階段を  
登るという形になりますけれども、この神社裏階段を含めて照明がないという状況で  
ございますし、憩いの広場につきましても、遊歩道が未整備となっているということで、  
現状では道道の坂から榊町の共同墓地、霧多布の配水池、これを経由しての避難にな  
りますので、照明設備につきましてはこの場所の避難のあり方、こういう部分も含めて、  
地元とも十分協議をして対応していきたいと考えてございます。

また、避難場所といたしましては、藻散布の厚岸側、こちらの高台も避難場所として指定しておりますけれども、こちらの方は地元の自治会の話では、車両避難を前提としているので照明設備までは求めていないというお話もございましたので、そちらについては現状においては設置する考えはございません。あとは養老散布の関係、こちらも養老散布の商用電源がきているということで、その電柱に照明灯が設置されているのを私どもも認識しておりますので、照明の明るさ等が十分なのかどうか含めて、検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 詳しく御説明をいただきましたけれども、スケジュール的に、どういう順序で整備をしていくのかということをお尋ねしたのですが、1番急ぐところは、アゼチの岬へ津波避難した場合に、駐車場もあそこは結構ありますし、本当に何も無いのですよ。屋外拡声器があって、その近くに花壇ボックスがありますから、その辺に一つ大きな照明を付けたらいいのではと思っていますので、あの辺は急ぐべきかと思っています。それから、榊町憩いの広場の方の共同墓地の周りが非常に暗いし、あそこも電気は通っているので、そこから電気を引っ張ってつけば、結構明るく見えるのかなと思っていますので、とりあえず私はその2カ所を早急に来年度、新年度予算でもいいのでこれをまずやるべきだなと思っています。火散布の道路コンテナの部分については聞くところによると、日中、津波が来た場合、小中学校の子供たちがそこに駆け上がるということですから、夜間はほとんど子供たちはそこは活用しない、車で避難する家庭が多いのかなと思いますので、ここは時間を掛けてもいいのかなと思っていますけれども、いずれ順序を踏んで計画的に照明設備を設置していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まずアゼチの岬の関係でございますけれども、こちらについては実際に照明の設備はございます。あとはその設備自体が現状使えるかどうかの問題ありますけれども、いずれ電気も通っているという状況もございますし、実際担当しておりますのが商工観光課ということでもあります。公園の関係ありますので、そちらとも十分協議しながら、これから冬に向かっていく形になりますけれども、新年度に設置に向けて協議を行っていきたいと考えております。それと榊町憩いの広場でございますけれども、こちらは徒歩避難を仮にする場合、榊町の道道の坂



を上ってそして共同墓地、配水池を通過して憩いの広場へ行くという形になります。それで電源の関係につきましては、配水池まで電気は通っていますので、そこから憩いの広場までとなるとそれほど距離もないので、引っ張るのはそれほど難しくないとおっしゃいますけれども、ただこちらの避難場所は地域の人の話によりますと、避難をするというよりは、むしろ津波を確認したいと。結局避難をして昇ったあと、津波がどのような状況になっているのか、自分の自宅のどうなっているのか、港がどうなっているのか、船がどうなっているのか状況の確認をしたいというお話を地元から聞いてございます。それで日中はとにかくそこに行って津波を確認し、被害状況を確認したいということでありますので、夜はそこに行って避難するのと言ったら、そういうことにもならないのではないかなという話も聞いておりますので、いずれにいたしましても現在、指定避難場所になっている状況でありますので、地域とも十分協議してこの部分については対応していきたいと考えております。また火散布道道沿いの避難場所、こちらも議員おっしゃいますとおり徒歩で避難するとすれば、散布の小中学生、子どもたちが万が一学校にいるときにそういう事態が起きた時にそこに駆け上がるという状況になりますけれども、駆け上がって行って、例えばすぐ避難場と言われる建物のある施設の方に移動できればいいのでしょうけれども、できない場合は、例えば極端な話一晩そこに居てもらうとか、そういう部分も十分考えられますので、やはりこの部分は地元でもそういうお話がございましたので、これを踏まえた中でどういった方法がいいか検討していきたいと考えてございますので、時期については具体的に示せませんが、そういうスタンスで進めていきたいと考えてございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** アゼチの岬については、新年度ということでわかりました。榊町の憩いの広場というと世帯名鑑のあるところですがけれども、あそこまで車で避難できませんよね。私はてっきり墓地のほうだと思って、墓地のほうしか見てきませんでした。それで、墓地のところもやはり暗いのです。あそこもやはり駐車できるスペースがたくさんあるので、やはり見直したほうがいいかもしれませんね。津波の被害を見るとかは日中だったら歩いて行けるわけだから避難場所を見直してもいいと思います。その辺よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目の養殖ウニの地理的表示（G I）保護制度への登録による特産品の差別化を図る申請についてお尋ねをしたいと思ひます。補正予算で養殖ウニの荷揚げかご

や、養殖ウニシールの作成費用として予算を計上されているわけで、それとの関係もあるのかなと思っていますけれども、何か難しい課題があるように思いますので、その辺の経過も含めて登録の見通し、商標登録の関係も出てくるでしょうし、その辺を含めてお知らせをいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** まず初めに、議員より3月定例議会におきまして、御質問ありました地理的表示保護制度、いわゆるG I制度への登録申請の時期を4月とお答えしておりましたが、申請事務作業に遅れが生じ、回答した時期よりも遅れていますことに深くお詫び申し上げます。少しお時間をいただき、経過説明をさせていただきます。浜中養殖ウニのブランド化の推進は、漁業協同組合と町内ウニ加工業者からなる浜中水産物振興協議会を令和元年10月に組織し、G I制度に登録しようと今年6月に申請サポート事務局に、申請の相談をしたところ、浜中養殖ウニの名称での出荷がされていないなど、名称が一般に知られていない状況であり、登録の要件に一般的にその名称が認知されていなければならないとの指摘がありました。この指摘を受け、先ほど議員おっしゃいました予算化をお願いしておりますが、浜中養殖ウニの名称を広く周知するために水揚から加工場へ運搬用専用のかごを使用し、また町内加工場より市場へ出荷する際に浜中養殖ウニの名称を記したシールを張りつけ、浜中養殖ウニの周知宣伝活動を進めてまいります。

周知宣伝活動の一つとして、商標登録につきましても検討していましたが、支援窓口にご相談したところ、浜中養殖ウニの名称では登録が難しいとの回答でございました。同じ知的財産権で地域団体商標登録制度も進められましたが、こちらにつきましても、名称が広く知られていることが条件の一つでございました。地域団体商標登録制度につきましても、名称の周知時期が半年程度あれば良いとの助言もいただきました。いずれにいたしましても、G I制度に合わせて各種メディア等を通じて広く周知宣伝を行い、登録に向けて進めていきたいと考えております。

G I制度への申請制度時期につきましては、浜中養殖ウニの名称で養殖ウニが出荷され、市場に流通した後に状況を見計らって申請したいと考えております。具体的な申請時期については、名称の周知の状況にもよりますが、サポート事務局の指導を受けながら、来年3月頃に申請書を提出したいと考えております。G I制度の申請から登録までの期間は公示期間3カ月を経て審査を受けることとなりまして、早くても1年以上要す

ると聞いております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 養殖ウニの地理的表示、G I 登録制度、これはすばらしい制度だと思っていたのですよ。地元の特産品の差別化を図る意味で北海道新聞が取り上げてくれておりましたけれども、養殖ウニの水揚げが約1億円ありますよということで、それに関わっている若い人がたや後継者もたくさんいて、是非その差別化を図って高く売ってほしいという声がありますので、今、経過を含めて今後の活動についても、聞きましたので、一生懸命取り組んでいただきたいということだけ申し上げておきたいと思えます。答弁はいりません。

次の質問をいたします。霧多布高校生スキルアップ補助を拡充し、小型船舶操縦士の資格取得を検定項目に加えることで、地域社会に貢献できる人材育成を図ることの検討についてでありますけれども、これは一般質問ではなくて、予算審議の中で、質問をさせてもらって前向きに、検討しますとお答えいただいたので、これは霧多布高校の将来の生徒を確保する意味でも有効な手段の一つなるのかなと思ったり、あと普通高校でありますけれども、就活に向けて、漁業後継者になる人もいるだろうし、例えば漁協の職員として勤めるという人も中には出てくると思います。そういうときに、その資格を有していれば、採用も可能になってくることもありますので、スキルアップ制度の中に取り込んでいただけないかでございます。検討された内容についてお知らせをいただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 高校事務長。

**○高校事務長（海道政俊君）** お答えします。3月定例会の予算質疑の中での提案ですが、霧多布高校生スキルアップ補助を拡充できるかどうかということで、可能性を探るために学校として校長、教頭、また、進路指導部と協議を行うとともに、学校評議員会の中でも話題として取り上げ、協議をいたしました。まず、小型船舶操縦士の資格取得にかかわる状況について御説明します。小型船舶操縦士免許取得には年齢制限がありまして、1級が17歳9カ月以上、受講料が約15万7000円、2級につきましては15歳9カ月以上で、13万2000円ほどの受講料がかかります。昨年は本校生徒2名が受講しまして、小型船舶操縦士免許2級を取得しております。生徒スキルアップ補助の目的としましては、受験費用を補助することによって本校に在学する生徒の学習意欲を高め、本町教育の振興を図ることを目的としております。そこで、現在土曜日、日曜

日に校内において、監督教員を配置して、年間20日程度検定の試験等を実施しているのが現状であります。そこで、6月に開催した学校評議委員会の意見の中で、やはり本校に通う生徒は、酪農業もいますし商工業もいます。そういう人の状況を踏まえて、やはり学校としてはスキルアップ補助の対象にとして考えるのは難しいのではないかという意見も出ています。そこで協議した内容ですが、本校は全日制の普通科でありますので、カリキュラムの中に入れることはできませんが、検定科目に入れ、生徒スキルアップ補助の補助要綱の中にある、上限1人2万円の補助に充てることで検定を受けている生徒との整合性、平等性も保たれるのではないかという結果が出ております。またそれ以上の要望につきましては、本校としてちょっと難しいと判断しておりますので、御理解してください。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 今、お答えがありました。難しいなと思ったのですけれども、私は2級の資格で十分かと思うのです。そうすると2級の資格は船外機を運転できるということです。それで13万2000円ほどかかるということですね、受講料含めて。私が思うのはそういう資格を取得、今の補助金額だと2万円が上限だということですが、それをなくしてというか、浜中霧多布高校に行けば、この資格を取れるんだという部分からいくと13万2000円のうち、全額というのは厳しいでしょうけれども、今の時代後継者対策も含めたり、就活の部分も含めたり、特色ある学校ということで、浜中学がすばらしく一生懸命やられているということも全て総ぐるみで、その上にさらにこういう資格を取れるのだということがあれば、霧多布高校の将来の入学者の増にもつながるのかなと。先ほど言いましたけれどもそういう視点なのです。それで、できるならばその枠を取っ払ってせめて10万円くらいは出してもらえるようにならないのかと。これは町長と教育委員会の協議にもなってくると思いますけれども、漁家数がどんどん減ってきている、後継者も少なくなっている、そういった中で霧多布高校の存在というのも大きいですね。確かに酪農家の人も来ている、商工業の人も来ている、卒業して後継者になれば町からの補助金が月5万円出ますから、その中で対応というのもあるのですけれども。高校にいる間に、取れる資格が多ければ多いほどいいのかなという視点でありますので、再度、そういうことにはならないのかどうか、それと生徒確保に向けた戦略的なこと、構想等があればお聞きしておきたいと思います。お願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 教育長。

**○教育長（佐藤健二君）** 今質問がありました2点に関してお話いたします。まず13万円の補助金に関していかがかという質問に対しましては、今議員がお話しされたように、各産業から要望も、漁業の後継者のことを考えますと、どんどん窓口が広がってきて、今学校として取り組んでいる検定試験とかそういう面でかなり成果が出ていますので、それがすごく制約されてしまうという危惧がございます。ですから、現実的には今の高校に与えられている予算の中では非常に難しいという答えであります。

2点目ですけれども、高校の魅力化にあたって教育委員会としての戦略についてでございますが、まずは何よりも高校の魅力化につきましては、今のカリキュラムを充実させるということが今私たちが考えているところであります。今、議員がおっしゃられたように、浜中学を中心として非常に魅力のある学校経営がされております。ただし、まだ道半ばでもございます。また、今コロナ禍の中で義務教育、高等学校も含めまして、少人数学級という少人数指導での教育がまた一層見直されております。そういう部分も含めまして、本町の義務教育あるいは高等学校につきましては、本当にそういう面では少人数教育、まさに地を行っておりますので、そのところをより充実させることで町内の卒業生中学校の卒業生、あるいは浜中町周辺の中学生も、こちらの方に入学してくれる、そういう情報をできる限り発信していきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 補足的に町長から答弁いただきます。

町長。

**○町長（松本博君）** スキルアップのことについては高校ですよね。今、議員からのその熱い思いをしっかりと重く感じています。そしてこれ、スキルアップの事業の予算、私が答えているのは後継者対策の立場からお答えしたいと思っております。この漁業の関係でいうと鹿部町にある北海道立漁業研修所に今年2名の方が行こうとしていましたが、コロナ禍で行けなくなってしまった。そのことについては、産業後継者の漁業の関係で一時期、受けるということで、そして来年なったらこのことが復活されますから、優先的にその方々2人は行くことになっております。その中で取れるもの、1級小型船舶操縦士、2級海上特殊無線技、丙種乙種第四類危険物取扱者、潜水士、フォークリフト、玉掛け、小型移動式クレーン、食品衛生責任者、これは町でも支援していますし、自分たちの負担もありますけれども、この制度がまず一つあります。これで多くの資格が取

得できると思います。

それともう一つは、今度は浜中町の産業後継者の資金があります。3年間、月5万円出していますし、そういう意味で浜中町では後継者に対して、漁業にしてもそれから農業にしても、農業はそれしかありませんけれども、それから商業にしてもあるわけです。そんな意味で産業後継者の対応として、支援していきたいと思っていますところ。これが霧多布高校が水産高校でしたら話は違うかもしれません。ましてや町立だったら私は出したいと思います。今は違うのです。もうしっかりした普通科、水産科がだめという訳ではありません。普通科の中でしっかり教育を受けてそして産業に入ってきてもらいたいという思いがありますから、そういう意味からするとスキルアップではなくて、後継者対策の方で行きたいと思いますのでよろしくお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 答弁をいただきました。質問者は御二方の答弁をしっかりとわきまえて、総合的に判断して、御質問いただきたいと思います。

川村議員。

**○1番（川村義春君）** しっかり受けとめましたので、次の質問に移らせていただきます。

6月定例会で質問したことについて確認をしたいと思います。確認というよりも同僚議員が聞いた部分もあると思いますが確認をしたいと思います。町内の特定区域に太陽光パネル設置を禁止する条例の制定ということで、これは胆振管内の厚真町で条例化されているはず。それで、景観条例の関係については景観計画とセットでありますから、これについては、先ほどの同僚議員の答弁にはスケジュール的には1年ほど遅れるということでしたが、私は先ほど副町長が答えられたことについては6月時点では十分理解していましたが、それを待ってられないので、まずこの規制を先にやってくれということで質問したのです。

本来であれば、景観計画景観条例でこれを計画通りスムーズにやってくださいということで庁内検討プロジェクトを作るという話まで聞いていたのですが、先ほど言われた通り国勢調査があるとか光が入ってきたとか、新型コロナの関係があって担当課の事務量が増えたということは察知していますが、もう次から次とすごいスピードで太陽光パネルが設置されている。特に榊町海岸線すごいスピードですよ。それとびっくりしたのは、街灯の関係で榊町墓地の調査に行きました。そしたらその坂を上がって、左側のところに雑木林があったのですが、それがきっぱりなくなって整地されてそこに太陽光

が知らないうちにできていたのです。あのような景観的にどうなのだろうというところは、やはり規制しなければどんどん建っていく。だから、元々は自分の住宅から浜が見えていたけれども、見えなくなったという話も出てくるのです。ですから急いでほしい。景観条例は1年後でも2年後でも対町民の意向調査とかもしなければならぬだろうし、時間もかかることだろうから、そういった規制をまず先にやるのが大事ではないかということで質問していますので、それについては結果として、すぐできそうだという話も受けていたので、今定例会あたりで条例として出てくるのかなと、全員協議会で話があってこういう方向でいきたいというぐらいの話が来るのかなと思ったのですが、ない。今、どういう経過なのかお知らせいただきたい。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（齊藤清隆君）** 御質問にお答えをいたします。今議員の方から太陽光パネルの設置を禁止する条例の制定について御質問いただきましたけども、今、検討させてもらっているのは、設置を禁止する条例等はせずに、太陽光発電施設の設置に関する条例ということで、この中に今議員おっしゃいましたとおり、設置の区域の抑制区域、禁止区域もしくは、その申請前に事前協議を要するそういった規定を盛り込んだ条例の検討を現在取り進めている最中でございます。条例案ができましたらパブリックコメントを実施しまして、その後、12月定例会の中で上程させていただきたいと考えてございます。その後の3カ月間の周知期間を設けた後、来年の4月1日の施行を考えておりますので御理解を願いたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 了解しました。よろしく申し上げます。では最後の質問に移らせていただきます。

3点目の質問は、MGロードY字路の改修遅延についてお尋ねします。質問の前に訂正をお願いしたいのですが、令和元年度中に工事完了と期日の記載については、令和2年度中の誤りでしたのでお詫びして適正させていただきたいと思います。それでは質問いたします。避難困難地域である仲の浜、新川、琵琶瀬親睦地域の住民が利用する道道琵琶瀬茶内停車場線一部MGロード寿磯橋までの間、この最初の入り口のY字路の改修が遅れているのはなぜかということであります。これは、同僚議員にもお答えいただいておりますけれども、31年度で用地測量と支障物件の調査をやって地権者と用地買収あるいは物件の移転補償の交渉を経て、暫定盛り土まで令和2年度中に進めたいという

お答えがありました。これまでの経緯と今後の見通しについてY字路の道の予算はもう確保できているような話がありますけれども、先ほどの同僚議員への答弁だと寿磯橋からやるというのはどうも私は理解できないのです。やはり、Y字路の部分が1丁目1番地、そこからスタートしないとまずくないかなと私は思います。用地交渉している地権者との関係をきちんと整理してから、もし予算が決まっているのであればそちらからかかってもいいけれども私はそこから始めないと、地権者はグレてしまって、道には売らないとかそうなった場合は、本当にどうしようもなくなってしまう。町民の命を守るためにあの危険なY字路をT字路化するという部分をやはり優先してもらわなければならない。道は最初出した時は多分その用地交渉の価格が想定より安かったのではないかと思いますけれども、再度交渉して道ができる一杯一杯の予算を出して、それで納得しなければ、いくら足りないのかと、足りない部分を町長は浜中町の町民の命を守るためのものなのだから協力費的なもので補填をするなど、そういった柔軟な発想で対応できないか、この辺を聞いておきたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。道道琵琶瀬茶内停車場線のMGロードから仲の浜の交点のY字路の改修でございますけれども、議員おっしゃいますとおり、予定では令和元年度に用地測量、支障物件調査、地権者との交渉を経て用地買収、物件補償そして暫定盛り土までということで、答弁させていただいております。

順調に進めばその翌年の令和2年度に工事が完了する予定ということでございました。しかし議員おっしゃいますとおり、令和元年度中に実施いたしました地権者との交渉が実際長引き、この期限内に交渉がまとまらなく、今年度に入りましてからも交渉を行っており、当初予定していた令和2年度中の工事完了は難しいということでございます。それで北海道としては地権者との交渉合意に向けて事業内容を一部変更するなどして、現在精力的な交渉を行っており、本日も北海道が来て交渉を行っております。この交渉に地権者が同意した場合は買収する面積が変わってきますので、再度、用地の測量を行って、用地の数量確定、そして買収することになりますので、先ほど言いましたとおり、今年度中は工事ができない、そして予算はついてございます。2年度の工事の予算です。これについては6番議員さんの質問で答えましたけれども、MGロードの寿磯橋方面から歩道の工事をするということでございます。町として支援できないのかでございます。この交渉につきましては町も地権者との間で交渉に同席しているということ



で、交渉内容については常に把握をしています。どういう交渉が行われたかは十分承知しています。しかし交渉の当事者は北海道と地権者であるということ、そして北海道の負担としてはあくまでも地権者に対して、道としての条件を提示して合意を目指していくので合意できなければ、北海道としては事業は進められないという考えのようでございます。このため町といたしましては、事業を進めるために地権者に対して合意できるように最大限助言なり、あるいはさまざまな部分でサポートを行ってきて、現在やっと合意できるような条件での交渉に入っているところでございまして、これも町が関わってきたことによってできてきた結果でございます。質問の補償額の支援でございますけれども、これは北海道、地権者がそれぞれの考え方を踏まえた中で交渉を行ってきているので、結果町としては補償することにはならないということでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 端的に聞きます。長々と説明されたけれども、道が地権者の合意なかったら事業はやらないと。それで町長いいのですか。町民の命を守るためにあそこのT字路をなんとかやってほしいと。だから私は合意できるラインを協力費か何かで対応できないのかという話をしているのです。それを町長から教えてください。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 今のお話は、道で言っている話は基本的な話だと思っています。この時点でやめるとなったらとんでもない問題になると思います。道もやると言ったのですから。そして今少し時間がかかっています。最初から見るとずれている部分もあるかもしれません。だけどその決着に向けて町も絡んでしっかり詰めていく。そして、今回はあくまでもとった予算は本当はT字路でした。それができないけど予算はあるから寿磯橋からやろうと。けれども話がついたらT字路に戻ってきますから、そういう方向でいきたいと思っています。

**○議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** それでは、通告に従って質問をさせていただきます。仮称ではありますが地域振興基本条例に対する考え方についてお尋ねをさせていただきます。

これまでも各市町村において中小企業振興基本条例を制定する動きがございます。本町においても、条例の名称に違いはあるものの、制定を望む声があると伺っております。本町においてはこれまでもさまざまな産業振興策を講じながら一定の成果を上げてきたと思われる中であって、今回要望があるこの条例に対する町としての基本的な考え方

をお尋ねさせていただきたいと思います。まず、条例制定をお考えなのかどうか。また、それはどういった基本理念によるものなのかをお尋ねをいたしますのでよろしくお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** お答えいたします。まず今回の条例制定の要望に至る経過について説明させていただきますが、2013年11月に強靱な経営体質をつくる経営者に要求される総合的な能力を身につける、日本経済の自主的、平和的な繁栄を目的に、一般社団法人北海道中小企業家同友会釧路支部ルパン浜中地区会が設立されております。同友会には2016年以降の活動方針に、中小企業振興基本条例の制定運動に取り組むことが決議されまして、同時に商工会とともに条例制定に向けた学習会を数回実施しているところであります。その後、2018年6月に町に対しまして同友会より中小企業振興基本条例制定についての打診がありまして、同年12月より条例化検討会議を町の商工会、同友会で数回開催し、今日に至っているところでございます。

中小企業の振興につきましては議員おっしゃるとおり、総合計画を中心としてさまざまな振興策を講じてきたところでありますが、本町の中小企業者、個人事業者は、経済活動全般にわたって重要な役割を果たしているだけでなく、労働者の個人所得、消費活動、雇用問題など町民生活に大きな影響を与えております。

近年の経済のグローバル化や人口減少など、中小企業者、個人事業者を取り巻く環境は一層厳しくなっており、平成11年から平成20年度までの10年間で、商工業者が50件の減少、商工会員では27件の減少、平成30年度までの10年間で商工業者27件の減少、商工会員も27件の減少となっております。このような経済的、社会的環境変化の中、本町の経済発展と町民生活を向上させていくためには、これまで以上に振興施策を推進しなければならず、中小企業者、個人事業者、町民及び行政の役割を明確にし、それぞれが一体となって推進し、域内循環を強化するためにも必要な条例と考えております。

それと、条例の制定につきましては現在、ルパン浜中地区会、商工会及び行政で制定に向けて検討会議を実施しておりまして、来年4月からの施行に向けて、今、検討会を実施しているところであります。

またこの条例の基本理念でございますが、中小企業者、個人事業者の振興は、町が中小企業者、個人事業者の自主的な努力と創意工夫を尊重し、地域特性に応じた施策を町

民、中小企業者、個人事業者及び関係する団体と町が連携のもと一体となって推進することを基本としているところであります。具体的には町民は中小企業振興への理解と健全な発展と育成に協力、及び中小企業者、個人事業者から提供されるサービスの利活用、中小企業者は経営基盤強化、人材育成や雇用の安定、地場産品の利活用、関係団体は中小企業者の経営の向上及び改善、町が実施する施策への協力、町としましては中小企業施策の実施、社会経済情勢の変化に対応した適切な措置、国などとの連携協力などとなっております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** 今お答えをいただきました。私もこういった動きについては本当に何も知りませんでした。つい最近、先月ですけれども、8月26日に商工会、いわゆる中小企業家同友会や浜中地区会が主催をして、文化センターにおいて浜中町地域経済分析報告会が開催されました。たまたまその2日ぐらい前にそういうものがあるという話を聞きまして、飛び込みでもいいのか確認をしたら、よろしいとの事でしたので1番後ろから静かに傍聴させていただきました。

その中で、講演として浜中町がありまして、町長はもちろん、副町長始め、関係各課、数名の職員の方がそこに参加をされておりました。そこに参加されていたメンバー見ますと、広範にわたるようなメンバーが一応参加をしていたことになっております。農協、両漁協、それから霧多布高校、大地みらい信金、商工会、同友会の浜中部会の会員等々であります。このように他業種にわたって参加をされている中で、いろいろ講演があったのですが、その中で中小企業、小規模事業者を初めとする関係者に、いかにこれから生き残っていくかという内容も含めて、いろいろな報告なり考え方が示されておりました。最初にも申し上げましたように、本町も全くこういうものに対して何の施策も打ってこなかったわけではなく、時々その折に触れさまざまな策は講じてきた経過はあります。そういう中で、一定の成果を得ているものも多分あります。ごく最近では、先ほどの議論の中でもありましたけども、後継者対策で補助金年額60万円を3年間という制度、農漁業、商工後継者に対する支援がここ何年か前にできて、それも一つの成果としてこれから生きていくのではないかと考えています。あとは私も条例はめったに見ないのですが、たまに見てみると商工関係でいうと、そんなに条例と銘打ったものはそう数多くはなかったです。目についたのは40年ぐらい前にできた商工機器等貸付条例がありました。これは現在も生きているのだらうと思いますが、これは制定当初はその時代

の変化なり近代化に即してさまざまな設備投資を考える事業者に対して、やはり有利な形で導入を図ることを目的にして、多分こういう条例ができたのだと思うし、それが一定程度活用されて成果を生んでいる。やはり事業のいろいろな進展に結びついたのでらうと。近年は、なかなかこれを活用するのはそう多くはない。やはりこれも時代なのかと思います。

そういった背景の中にいろいろあるのは、今課長がお答えになったように、やはり人口減少、過疎化が、行政含めてすべての産業もいろいろな不安要素をただただ積み上げてきてしまっているだけという気はします。一次産業に基づいて、二次、三次、商工含めて、これが相互依存みたいな格好でそれぞれが成り立ってきた。ところが、それぞれがいろいろな事情でやはりそこをリタイアする、離れざるを得なくなった、要するに人口減少です。農家戸数にしたって400、600あったかもしれないが、今やその3分の1ぐらいしかいない。漁業も大体同様です。当然商工業も同じです。全く変わらないです状況は。昔はパイがあったから、小さな商店、個人商店でも生業ができたのですが、やはりパイが縮小すると、どうしてもそこでは継続はできないから当然そこから撤退をする。食料品を町内で求めるには、かなり限定されたところしかない。コンビニも一部含めて。昔から見たら本当に、3分の1、5分の1になってしまったのではないかという気もします。その辺はいろいろ経過はあると思います。商工業者にしても農業関係、漁業関係してもそうなのですが、ちょっと目についたのは、産業振興という例でいうと新規就農者誘致条例が30年ぐらい前に成立しました。これは研修牧場を設置したことによって、離農者の後を何とか継続させる、継承できる一つの手段になりうるという判断のもとこれを条例として設置した。これから30年経ちまして、この設置した時はまだ農家は200数十戸いたと思います。当然町長は、この条例を制定する際は原課でバリバリに頑張っておられたのだらうと思いますが、それから30年経ってこの誘致条例があって、町内の生産農家は160数戸しかありません。その中で近い将来、5年10年を見通したときに10%はそこからリタイアせざるを得ない状況が生まれる。これまでも大体そういう率でずっと減少してきています。その中で規模を拡大しながら何とか経営を維持してきたという人がいるから、今の生産規模が維持されていると思います。

もう大分前の話になりますけれども、個々の農家が200戸いけば浜中町で10万トンの生乳が生産できるだろう、1万5000ヘクタールの草地があるのなら。という話をあるところでした、でも、200戸で10万トンだと平均で1戸500トン、そうす

ると大きいところはその倍以上になる、1000トンを超えたら家族経営でできるのかと。もっと違う方法、いろいろなことを考えなければいけないのではないかという、そんな話からコントラという事業が出てきた。それを、町内の商工業者が担ってきたと。やはりその時代の変化に合わせてその業態の考え方、どうやったら生き残れるかと試行錯誤をずっと繰り返してきたのはこれまでも同じです。これから先ほど課長のお話にあったように、商工関係者にしても同じような率で減少する可能性があります。それで、これ以上のことを何とか避けたいという思いからこういう基本条例を制定したい動きは、ある意味ちょっと遅いかもしれないけど歓迎はしたいと私も思います。ただ、このことが、安易にいうと個人事業者も含めて商工業者にきっちりしたその考え方を持ってください、しっかりした事業を行ってくださいということを要求する反面、行政は、ちゃんと支えますということがこの条例の本旨なのです。もうあちこちでいろいろ条例を作っています。私も通告書を出してから少し勉強しました。短い時間ですけれども。それはどこの市町村においても、いわゆるその目的は全く変わらないです。結果的には先ほど課長からございましたように、金融機関含め教育関係、そして町民も取り込んでしっかりとこういう作業を守ってという条例なのです。大きな市の条例であろうが、小さな町の条例であろうが、言っていることにはそれほど変わりはない。変わりはないけれども、これを作ろうという動きが先ほど答弁がありましたように、かなり前からあったということでもあります。実際にこれを来年の4月1日から施行したいというお答えがあったと思います。

では、改めてこの条例をこの時期に制定しようと、提案者は多分町長だと思うのですが、違いますか。よそから出た条例だから私は知らないということなのでしょうか。こういう条例を制定しようとして、お互いが縛りをかけて、そこにあとに出てくるのは、お互いに行政、事業者含めて本気度が求められます。作っただけの条例では本来機能しません。言い方は悪いのですが、こういった条例、どことは申しませんが、過去実際にありますが、10年前に作ったが一度も何もしていない。何も考えたことがないと。こういうことも実際にはございます。古くはもう20年ぐらい前に作っているところもあります。ただ条例を生かすか殺すかは、行政が主体なのか、事業者が主体になるのか、双方が真剣に向き合っているのか、この辺は大変重要なことで、例えば条例制定したときに待ちの行政で本当にいいのか、攻めの行政は必要ないのか。そういうことも含めて、町としてはどう考えているのかを聞きたいのですがお答えはいただけますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 議員が言われた先月26日の研修会、勉強会には私も参加した1人でもあります。1番前に座って見ていました。その中で域内循環ということが大きく言われていました。ピンとこないと言ったらおかしいのですけれども、ずっとこの間のその事も含めて考えていました。まず組織ができました。そこが出来て今度は町長に条例化してもらいたいという要請の中で勉強会が始まって今日に至っているという状況だと思います。議員も言われましたように浜中町のまちづくり、今まで本当に第一次産業の振興でありました。これからも基本は同じです。そしてその第一次産業を支えてきたのは建設業であり、建築業であり、水道、さまざまな中小企業が支えてくれて現在があると思います。そしてそこに飲食業、そしてまた商店等がつながってきているのが我が町のつくりだと思っております。

域内循環の強化について説明がありましたけれども、一步下がって、今浜中町で今回の議会の中で議案第72号の浜中町営バスの運行に関する条例というのがあります。この条例を作るのですけれども、結果的にデマンドバスだとか今そういう提案しますけれども、決して先に言った基本条例を基本に考えていた訳ではありません。ただ補正予算にも繋がるのですけれども要は従来くしろバスも路線であった、霧多布浜中線、それから厚岸線にもつながるのですけれどもその撤退に伴う浜中町の対応としてとられてきました。毎年、くしろバスに負担金を払ってもう何年も来ました。そして毎年のようにその負担金は上がってきました。議会でも、たびたび質問を受けてきたわけですが、そのバスが撤退することを含めて今後、浜中町でどんなバスの運行をするのかということで、デマンドバス含めて、それから、茶内、霧多布線、さらには厚岸までの路線を含めて今回提案します。そしてまたこれからこの形で進めていきたいと思っております。その町有バスも運行されますけれども、委託先を株式会社浜中運輸、霧多布中央ハイヤーに委託します。そこで雇用が生まれます。そして燃料は地元のこの町で買われると思います。それが、域内循環に繋がるのではないかと私は思っています。それが域内循環なのかな。その経過については当然、運送会社も含めて中央ハイヤーも含めてこの会議に浜中の町営バスの計画に最初から入ってもらっていましたが、利用者の方々も入ってもらって、今日、今議会に提案した次第でありますけれども、やはり今まではすべてくしろバスにお金が全額いって、浜中には残らなかったのですけれども金額的には少し多くなるかもしれませんが、全額浜中町の業者に落ちますので店屋でも買っ

てくれる、そして雇用も新たに生まれることが目標とすること。一つの例かもわかりませんが、これが域内循環になるのではないかと思います。これはくしろバスの撤退から始まった我が町の施策がこう繋がってきたものでありますけれども、今本当にコロナ禍でくしろバスも大変困っていると思います。今となってはくしろバスは浜中から離れていかない方がよかったと思っていないかなと思っておりますけれども、うちとしてはこのことはしっかりと続けてやっていきたい。

そして公共事業の地元へのしっかりした落とし方、仕事をしっかりしてもらおう。

もう一つは、一番難しいのは観光事業だという気がするのです。観光についても含めて今後、素材はたくさんあってすごくいい素材なのと言われてずっと来たのですけれどもそれに手を伸ばせなかったのは事実であります。これからこの事業についても、関係する業者というか、いろいろな方々が浜中に入ってきております。そんな意味で一緒になって勉強して、そして域内循環の中で動けばいいかなと。これが今回示す条例の中身ではないかなと思っております。漠然としますけれども、そんなつもりで今後域内循環含めてしっかり地域が第一次産業もしっかりやる、そしてそれを支えてくれる人たちもしっかりいる、そのための条例なのかなという気がしていますので、まずそれで進めていきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** 今町長の方から、域内循環という話、確かにこの間の講演の中で域内循環というのは講師の方からお話がされておりました。今のお答えの後段で、いわゆる観光とかがちょっとというお話もございました。確かに本町における一次産業と二次、三次産業の関わりはこれまでも多く深く長く続いてきました。考え方として、一次製品の加工、二次加工する、三次加工する、それを売るといふ、これだつてひとつの域内でありましょうし、また、産品ではないが近年でいうと、景観であるとか自然とか、そういうものを売りにしてこれでまた何か事業展開を考えようという事業者も実際にいるわけです。だから、そこにある産品が物であるのか何であるのかといろいろなものが産品としての価値を生み出す可能性がある。そのすべてを一つの産品として外に向かって、内に向かって戦略的な売り出し方をする。これも一つの考え方でありましょうし、そういうことをやることによって、いろいろな人がおりますので、都会からこんな地方に来てここに住みたいとかいろいろなことを考えた人がそこで何かをやりたいというときに、それをバックアップする、後押しするようなものが何か欲しいとなったときに、

いわゆる考えられているような条例は、一つその手助けになるのではないかと。起爆剤とはいいませんけれども、それが後押しになって自分自身の自信にもつながり勇気にもなるし、夢の実現に向かって何とかしようとする人も出てくるかもしれない。そういう意味でいうと、幅広い物、商品というのかいろいろなものを商品化することが、これからこういう小さな町、外からのお金も含め中で循環することは結構でございます。外からお金を引っ張る、そういうものの中に、コロナみたいに見えないものを売るというわけにいきませんが、見えるものを商品にするというそういう考え方だって当然必要になってくるし、それに価値観を見出す人だってこれからいるでしょう。

海外から最近コロナの影響でインバウンドが全然低調どころかほとんど壊滅に近い状態で、これを回復するのに何年かかるのか誰にもわからないという中で、せめてその国内インバウンドでそれほど期待しなくても何とか経済を維持していけるひとつの手立てとしてやはり何らかの方策を講じていくのも一つの話としてこの条例は何かの役に立つのかもしれないなと私はおぼろげながらに思っています。なんせ本当に半月前にこれを知っただけでございますので私が言えることは多くございません。でも、問題はこの条例を作ってそれが個人末端、事業者、町民含めて、どこまで浸透するのか。それがしっかり浸透しなければ条例は飾りになる可能性があります。条例を作っても、それに一生懸命努力したい事業者だけが知っていて他の人は知らないというのは非常に困る話になります。やはりこういうものを作るということ、それをいかに知らしめるか、それがどう活用できるかを真剣に考えていかないと、この間の講演の中でも最後に言っていました。もう考える時代ではないと。行動する時代なのだ。

要は、思いついたら動かなければだめだと。机上の理論で終始していても物事は一つも前に進まない、それがこれまで多く見られてきたという話なのではないかと思えます。だから、どうもこういうものをもし作るという話になった時にはしっかりといわゆる事業者含めて連携をとっていただきたいと思えます。作ったら最後、行政含めてひとつの縛りになるわけですから、その覚悟がないとこの条例は生きません。一次産業で言えば、推測ですけれども恐らく農漁業で少なくとも大体生産額販売額は、200億円とは言いませんけれども、180億円、190億円、一次産業での生産額があるわけです。ところがどんな統計を見ても、町内の商工業者の売上高はどこにも見えないのです。残念ながら。ということは商工業者がどれぐらい人を使い、雇用を維持するためにどれだけ努力をして受注しているのか、将来をどう考えているのかという実態が、余りに見え



てこない。その辺がちょっと残念なところではありますが、そういうところも含めてしっかりと関係商工会含めて詰めて、生きた条例にさせていただきたいと私は考えております。最後に町長の本気度だけ聞かせてください。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 今働く場所も含めて、本当に人が足りないということで、各町内の関係者、農業もそうでありますけれども今はしっかり霧多布高校の生徒が入ってきています。建設関係にも乳業工場にも。そういう意味からすると、やはり連携しなければだめだと思うのですよ。そういうことの教育も含めて、後継者対策を含めてすべてが連携して酪農家であれば酪農をがんばろう、漁家なら漁家ががんばろう、商工業やっている人は商工業ががんばろうと、そういうことの繋がりで、この町は繋がっているのだろうと思っています。そうなるように、その決意で普通の条例でしたら、お金を出したらこうなるというのがありますけれども。難しいですけれどもソフト的な部分もありますけれども、何かそこを中心にこれから動けたらどうかなど。特に今回の場合は、生産者とか第一次産業が中心ではないのです。今、商工会のグループの中でもいいところのグループですね成績のいい人たちが集まったグループですから、そんな意味からするとしっかり連携していきたいと思っています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 10番渡部議員。

お待ちください。一般質問中ですけれどもこの際暫時休憩します。

(休憩 午後3時07分)

(再開 午後3時30分)

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番渡部議員。

**○10番（渡部貴士君）** それでは、通告書に添い御質問させていただきます。国定公園化対策についてで、去年秋にも同じような質問をさせていただいたのですけれども、確認という意味で御質問させていただきます。新型コロナウイルス感染症の自粛制限などにより世界的にも観光業は経済的損失が大きいが、昨年12月の一般質問の際には、感染症騒動はなく情勢が大きく変わりました。改めて国定公園化認定に向けての対策として質問をさせていただきます。

観光業の在り方について問われている時期だからこそ、浜中町の活性化と観光推進の中心的組織として観光協会の民営化を望みますが、DMO化への動きはいかがでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** お答えいたします。まず民営化につきましては、コロナ禍によりまして協会の役員会も開催されておられませんのでまだ検討されておられません。以前にも答弁いたしました。厚岸自然公園が国定公園化になった時点では、検討しなければならないかなということで、今の所で留まっております。

またDMO化につきましては商工会で実施した、地域外需要獲得強化による活性化事業での課題ともなっております。またコンサルティング会社から提案もされており、それを受けまして商工会では、それらを踏まえて各産業団体、関係団体、まちづくり専門家などによる準備協議会を立ち上げたいとしております。その前段として、それぞれの担当者レベルの会合を今年度中にもちたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 渡部議員。

**○10番（渡部貴士君）** まだ動かれてはいないということですが、認定後に検討するということがよろしいのですか。そこで、認定をされたという一般報道をされてからだと思いますが、僕は一観光事業者として対策が遅くなってしまうのではないかと考えている部分があるのです。

DMO化ということを前回は質問させていただいていますが、今は一観光事業者として、観光業に携わっているのですけれども、ルール規定があいまい過ぎるのかなと思います。多分、当事者同士で、お互い協議をして暗黙のルールはあるのですけれども、国定公園化になることによって、観光客は増えると思います。事業者も増えると思います。そこで現状ではルールがあいまいな状態ですと、今コロナ禍で自粛制限ということはありながら、Go Toキャンペーンという政府として方向性がどちらなのかと思えるような対策になっていまして、ちょっと戸惑っている部分はあるのです。それで国としてはこういう方針だけれども、浜中町はこうだという方向性を示す意味で、ルールなどの決まり事を作るという意味でもDMO化。DMO化とはルールを作るだけではなくて、9番議員が質問の中では中小企業の基本条例がありましたけれども、僕は事業者を応援するという意味の条例と反対というかルールを決めるという条例でもあると思います。それで僕は一観光事業者として、規制というか何でもいい状況ではなくルールがあった方

がいいのではないかとということで、DMO化ということをお求めています。あと、僕もDMOと言う言葉を最近知りまして、今勉強しているところです。どういうところが有効なのかというと、前回の質問でも話させていただいていますが、補助金などの申請がしやすいということ。あと今回、国定公園化になるこのタイミングだからというのを強くお伝えしたいなと思っています。

国定公園化になることによって、整備のための事業交付金等もあると思うのですが、阿寒の方に東釧路の団体とDMO化の専務理事さんとお話させていただいたこともあるのですが、今の観光協会だと協会員に対して平等な対応らしいのです。地域の稼ぐ力をもう少し導き出すという意味でのDMO化というのが必要かと思っていますので、僕は新しい団体を作るよりも観光協会というお話をさせていただいております。僕も一観光協会員もあります。それで、現状はコロナ禍ですので、残念ながら町のイベントもいくつも中止になってしまいました。観光協会の活動の中でイベントということは、大きな事業だと思うのですが、観光という言葉だけを見たときに、このイベントだけが強いように浜中町の場合は思えるのです。

観光業ということに主眼を置いて、そこでDMO化という僕の中での結論になりますので、今の課長の御答弁の中では、準備の為の協議会を作って検討するということでしたけれども、先程のその他の話で、来年の3月ぐらい認定されるというお話もあったようですので、僕は観光客が増える前に観光客の方に対してのルールと事業者間での統一の認識というものを作る意味で、観光業を主体としたDMO化を求めています。今御答弁の中でコンサルティング会社から提案をいただいているということでしたけれども、いくつか提案されていると思うのですが、差し支えない範囲でどういう点をいただいているのか、御答弁いただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** お答えいたします。まずコンサルティング会社は1社です。それはDMOではなくて、DMO化的なもの。DMOでいけば、観光地域づくり法人という法人の設立となりますが、それに特化しないで産業団体とかを巻き込んだまちづくり法人。仮称ですが、そのようなものを立ち上げてはどうかという提案がコンサルティング会社からです。あと1社からは、旅行会社関係であります。それは完全にDMO化してはいかがですかということになります。それで今、商工会の中でも議論になっていますが、事業者含めて入り口までは来ていますという段階です。ただ、そこから取っ

かかりはコンサルティング会社なりが、お手伝いしてくれますが、ゆくゆくは自走しなければなりませんので、それに二の足を踏んでいるのが今の段階だと思います。その為に準備協議会を設立して揉んでいきたいなということです。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 渡部議員。

**○10番（渡部貴士君）** 今お話があったのは、提案は分かれるが2社お話があるということですね。それは先ほどの9番議員の中小企業振興基本条例の話と重複する部分もあるのですけれども、組織を作るというのが目的ではなく、作った後に経済的な部分でいうと、先ほど出てきた域内循環というキーワードで観光の部分でいうと、保全も大事になってくると考えています。今、DMO化については検討中だということでした。

次の質問に移らせていただきます。霧多布岬に営巣するラッコが新聞やテレビの報道によって話題となり、天然個体を陸地から観察できる国内唯一の地域として観光客が集まっています。基幹産業である漁業と観光資源としての野生動物の持続可能な共存共栄こそが、当町における国定公園化にも重要課題と考えていますが、検討委員会によるルールや規制、商標登録などの対応はございますか。一部、先の質問にも重複するのですが、お願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** 御質問にお答えいたします。漁業と観光資源としての野生動物ラッコとの持続可能な共存共栄ですが、ラッコが漁業に与える影響につきまして浜中漁業協同組合の指導部に確認したところ、組合員から昆布漁、昆布拾い操業時に近くまで来て離れないことや、ウニやカニを食べているところを見たという報告がされています。漁協によりますと、ラッコがウニ等の海産物を食べていることは分かっているが、食害による漁業への影響は現在分からないので、今後の状況を見ていきたいとのことでありました。

次に、ルールや規制についてになりますが、漁業から言いますと、先ほども言いましたが昆布漁、昆布拾い時にすぐ近くまで来て離れないということもありますので、ラッコの生息地でもある昆布漁、昆布拾いの漁場では、ラッコから何メートル離れるなど漁業で規制するのは難しいものと考えております。

観光資源としてのルールや規制についてであります。船を出してのラッコウォッチングのことと思いますが、各地で行われておりますホエールウォッチングを参考にいた

しますと、事業者が利用するにあたって、野生動物に対する影響を最小限に止めるための自主ルールを定め運用をしています。現在、町内におけるラッコウォッチングの利用についての情報もございませんので、今後、事業者、漁協、学識経験者及び関係機関と検討してまいりたいと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 渡部議員。

**○10番（渡部貴士君）** 先日、水産課長に今回このような質問を一事業者として、議員という立場でお伺いさせていただいて、その時漁協から漁業被害が出るかもしれないということで御報告の後でしたが、僕は観光業に携わっているのですけれども、一漁業者、生産者でもあります。両方の立場からして、このラッコという天然個体ですが、僕はキーワードになるのは国定公園化になるこのタイミングで報道されたのは、何年か前から営巣していたのですけれども、このタイミングで報道していただいて、それで観光と言っても岬の展望台から写真を撮るだけかなと思っているのですけれども、今後、漁船で近くに行って写真を撮りたいですとか、SNSが発達しているこの時代ですので、昆布拾いをしている漁場に一般の方が行ってという話も出てくるかもしれません。

僕は先ほど申し上げましたけれども、生産者であり観光事業者という両方の立場として、大事に付き合っていきたい野生動物ではあるなと思っています。ただ、今朝の北海道新聞に確か釧路管内でアライグマを捕獲した。写真を見ると似ていますが、アライグマは被害があるから駆除の対象になってしまうので、僕は帰省するまで、道央にいたのでアライグマの食害については、農家の方から聞いたことがあります。ただ、ラッコに関しては、生息している場所が水中で被害が見えにくいので、害獣という扱いになってしまうのかどうかは、観光事業者という立場から心配というか、大事に付き合いたいと思っているのです。今、観光で来る方は写真を撮る目的で来ていると思うのですけれども、この何日か前までは、岬に4頭から5頭いたので、随分お客さんが来ていました。

僕は観察を続けている片岡さんの次ぐらいにラッコを見に行っていると自負しているのですけれども、昨日久しぶりに見に行ったら1頭しかいませんでした。観光の方も全然少なくなっていて、何日か前からいないのです。ちょうど片岡さんが御越しになったので、ずっと観察されてきた方ですから、片岡さんに「どうしたのでしょうか」と伺ったところ、1カ月前にクジラが座礁し腐敗もして臭いもしていました。片岡さんは、多分、その臭いを嫌ってちょっと移動したのではないかという見解でした。僕が心配したのは、個体同士で縄張り争いをしたとか、あと定置網に引っかかってしまい数が減った

のではないかと心配をしていたのですけれども、片岡さんの話では、臭い嫌って分散し多分別な場所にいると思うとのことでした。昨日は波があったので片岡さんに申し出なかったのですけれども、僕は出来ればラッコを見るルールとして船ではちょっと規制をしたいなという立場ではいたのですけれども、片岡さんもどこにいるのか分からないとおっしゃっていましたので、船を出して一緒に探しますかと言いそうになりました。しかし波もありましたし、昨日は議会の前なので遠慮したのですけれども、立場ということもあるのかもしれないのですが、例えば漁船で見に行くのは禁止というルールができた場合、岬から見えなくなったその個体を捜しに行くという行為を誰の許可を取って一時的に見えなくなった個体を捜しに行けるのかどうか。現状であれば、多分組合の船でなければいけないのかもしれないのですけれども、見えなくなった個体を捜しに行くとか、そういったことに関して、地元の漁師さん等に協力を仰ぐのであれば、それを許可する協議会というルールも必要かと思ひ、今回この質問をさせていただいております。

僕は湿原でカヌーの案内業をさせていただいています。霧多布湿原というと、ラムサール条約登録湿地で天然記念物でもあり、特別天然記念物のタンチョウが営巣しています。タンチョウはアイヌの方は湿原の神として接してこられたということで、僕もその思いはあるのですけれども、ただ、一部餌を取る目的で酪農地帯の方へ飛来して、ラップした牧草ロールに穴を開けた、牛舎に入って牛を驚かせた、車のバックミラー突ついたりとか、増え過ぎたことによる被害も出ているのです。そこはいくらの特別天然記念物といえども人間の生活との軋轢という部分で、酪農家としては、僕が思うアイヌの方が思っていた湿原の神というよりは憎き害獣という思いはあるかもしれないのです。ラッコに関してどこまでの必要性があって、保護しなければならない対象か僕もちょっと確認していないのですけれども、やはり漁業者にとって食害が出るということは、経済活動に支障が出るということですので、そこは一事業者としても、今後の水揚げですとか所得の部分で、全体で考えなければならないことではないかと思っています。これも判断はちょっと難しくなると思うのですけれども、今回はたまたま分散してしまったと思うのです。ただ何年か前から見ると、どんどん個体数は増えてきています。個人的にという形になってしまうのですけれども、水産課長と観光課長は、現状と言いますか、今後増えていったときに、それぞれのお立場から今どのようなお考えをお持ちなのかお伺いしてよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 観光面の立場からお答えいたしますが、唯一陸から観察できる場所ということで、本当に貴重な観光資源になると思います。ただ、これをもちまして、ラッコが見える町だよとか、そういうPRは考えておりません。特にPRしないで静かに見守って、余り大勢の人が来て悪さをしていなくなる。そういう状況にもしたくありませんので、当面は現状のまま静かに見守っていきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 漁業の立場から、ラッコについてお話しさせていただきます。片岡さんの冊子を参考にお話しさせていただきますが、体重の2割から3割の海産物を食べるということになっておりまして、片岡さんからお聞きしたところ、浜中町では最大10頭のラッコが見られるということを伺っております。その中で、ラッコの雄で最大1日12kgのウニ、カニ、貝を食べるとなると、1頭で年間4.4tの海産物を食べるということになります。これに単純に10頭を掛けると44tの海産物を食べられている状況になります。ちなみにその近辺でやっているウニの潜水漁業では年間55.7tの水揚げ量となります。ウニばかり食べるということにはならないと思いますが、それだけ食べると漁業の方にも影響が出てくるのかなと思っております。ただ現在、先ほど言ったとおり食べているのかそういう事は把握出来ておりませんので、今後、状況を見定めていながら、ただ、先ほど議員おっしゃるとおり漁業の方でもラッコが食べている量を気にし始めているという実状にありますので、御理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 今水産課長から御答弁いただいた部分で、僕はウニをやっていないのでよく分かりませんが、組合員の9割以上の昆布着業者いると思います。その年によって昆布の生育の状況で違うと思うのですが、今年は水温が高く昆布が短かったり、早い時期は実入りが薄かった。穴が開いている昆布を見た時にこれは、実際はどういう原因か調査していないので不明な部分だと思うのですがけれども、岩場に擦れて薄くなったのか。もしくはウニが昆布を食べたのではないかという話もあります。今GIに登録しようとしている養殖ウニは天然昆布を餌にしていますので、天然ウニがどれぐらい昆布を食べているのか、天然ウニも品種としていいということであれば、その近海

の昆布も餌が良いからウニもおいしく育つというストーリーになってくるのではないかと思います。現状、漁師の間でも昆布しかやっていない漁業者であれば、ウニが減ると昆布の穴が開かなくなるのではないかとという考え方と、ウニ漁師さんや花咲カニ漁師さんたちは、それよりも、実際ウニや花咲カニを食べて食害の方が大きい、漁師の間でも双方の話があるのではないかと僕は思っています。それで、質問の中で陸地から唯一観察できる場所です。今後増えていくかもしれません。厚岸の方でも一部いると聞いています。ただ、現況を今浜中で一部報道され、また最近、テレビ番組が取材に来るといふ話も聞いていました。この秋に編集されて報道された時に、この時期から報道放送されるのであれば、その放送を見て、ラッコを見たいと浜中町に見に来る人は多分冬の時期になると思うのです。観光でいう閑散期にラッコを見に来るっていうのは、お客さんが増えるということで考えられるのか。それとも岬は、雪が積もると滑って滑落の危険があるとか、柵を越えなければその問題は発生しないかもしれないのですが、近くで写真を撮りたい。そういった思いが発生してくると雪がある時期に観察するという方法と、対策は講じなければならぬのかなと思っていました。

あと今後、個体数が増えていく、そして国定公園化になるということは、動植物とどのようにつき合っていくか。国定公園化というこのイメージは、そういうものを保護していくという考えの方が強いのではないかと僕は個人的に思っています。今、両課長から現状での気持ちは伺えましたけれども、町長、副町長のこの後の浜中町としてのラッコとの付き合い方をお2人は今どのようにお考えでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（齊藤清隆君）** 御質問にお答えをいたします。漁業と観光資源としての野生動物ラッコとの持続可能な共存共栄ということで、町の考え方ということですが、3点ほどに分けて説明させていただきます。まず1つ目でございますが、漁業の点からになります。ラッコにつきましては貝類、先ほど言ったカニ、ウニを食べまして1日12kgぐらい食べ、1頭で最大年間4.4tと食べるということで、現在NPO法人エトピリカ基金の片岡さんの調査であります。先ほど課長も言ったとおり最大で10頭ぐらいいるのではないかと話でしたので、単純に計算しますと、先ほども言ったとおり44tということですので、潜水ウニが55.7tですので、ウニばかりではないという話もありましたが、そういうことになっております。被害総額から申し上げますと、潜水ウニが55.7tで金額的なものを言いますと1億3500万円となりまし



て、毎年、ウニの種苗で334万粒、種苗代で5071万円を放流し資源保護を行いながら、ウニ漁業を行っております。このことから、44tの海産物を食べるということで、ウニだけではないのは先ほども言ったとおりでございますが、ラッコのいる周辺で水揚げが減ったということであれば、漁業経営を守っていくという点から影響を調査しなければならないと考えております。根室市ではモユルリ島で生息しているラッコがウニを食べまして漁業被害を発生させているという報道もございます。市が作成しております鳥獣防止計画にはその対象鳥獣に、エゾシカ、ヒグマに並んでラッコも入っているとお聞きしております。このことから漁業被害が出ているラッコは害獣で、漁業経営に支障を来す厄介者になってしまうとも考えてございます。

2つ目でございますが、観光の面からということで申し上げます。浜中町のラッコの最大の特徴は、先ほど議員からも言われていますとおり、陸地から繁殖が見られるということで大変貴重なものであります。数年前に釧路でのラッコも有名となりまして、たくさんの観光客で盛り上がったと思っておりますが、このことからラッコの観光資源としての存在は大きいものと考えております。これも片岡さんの方から聞いた話でございますが、船で漁業者などが近づいて漁をしている分には逃げないということでもあります。ただラッコの調査に入ったりする業者がカメラを持ったりという話になります。危険を察知して逃げてしまいその海域からいなくなってしまうという2面性もあるということで、せっかく観光資源として重宝して観光客も呼んでいたラッコがいなくなってしまうのはどうしようもないことに繋がりますので、その辺も考慮しながら観光面からいくと、先ほど観光課長からも言われたとおり、静かに見守るということで今後もやっていきたいというふうに思っております。

3つ目でございますが、ラッコの保護の点からになります。ラッコにつきましては環境省のレッドリストに絶滅危惧種のIA類としまして、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いものに分類されておりますので、環境の面からは保護しなければならないというような動物になっております。

以上の3点の立場によって行政としまして、ラッコの取り扱いが変わってくるということになります。漁業であれば、被害があれば漁業被害対象生物になります。観光では、かわいいラッコという観光資源となります。環境におきましては、保護動物ということになります。以上のことから共存共栄につきましては、先ほども申しましたとおり、現状のままラッコを見守るということで町としては考えております。観賞のルールも話さ

れていたと思いますが、その点につきましては今年度中にNPO法人エトピリカの片岡さんの方で、観光パンフレット、リーフレットも含めまして作成するというのでありますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 渡部議員。

**○10番（渡部貴士君）** 御答弁ありがとうございます。今3点に亘って漁業と観光、そして保護という立場から御答弁いただきました。体重の2割ほど海産物を食べるので10頭いたらとんでもない量です。びっくりしました。年間で食害による漁業被害の換算でこれぐらいの数字が出たと思うのですけれども、逆に視点を変えた時に、もし観光でこれぐらいの経済を生み出すことが出来るようになれば、それが観光事業者だけではなく、例えば羅臼はシャチのクルーズ船やホエール船のクルーズをやっていますが、もともとは漁師さんと聞いたことがあります。漁師として生計を立てたけれども、知床は、海域が深いので特別なエリアだと思います。また世界遺産になったということでは観光客が比較にならないくらい多くいらっやっているので、その事業が成り立っていると思うのですけれども、そこで僕が思うのは、食害はこれぐらい出ているけれども、これは視点を変えてという考え方になってしまうけれども、大事に付き合うことによって逆にそれを補うぐらいの観光資源として対応するというか、接することが、できるのが僕は国定公園化になるこのタイミングでのラッコの付き合い方と個人的には思っています。今、知床のシャチの話を出しましたがけれども、創業当初、どのような感じだったのかは聞いたことはありませんが、船が寄っていくと船の前でサービスして一緒に並走してくれたり、水を吹いてくれたりということがあるそうです。お客さんとして行った人からそういう話を聞いたことがあります。

ただ、拾い昆布をしている現場でラッコが近くに来て怖い思いをしている漁師さんがいるのは僕も動画で観ました。ただ、個体によっても、人懐っこいもの、そうじゃない距離を置くものと様々かと思えます。今後、知床のシャチやハワイなどの暖かい所ですと、イルカと一緒に泳ぐとか亀に触るとかそういった観光もありますけれども、ちょっと話が飛躍しすぎますが、今後ラッコについてもそのようなことが考えられるのではないかと淡い期待を漫画のような話ですが、それが多分、国定公園化になるタイミングで浜中町にラッコが来たという運命的なものなのかなと思っています。僕は、どちらの産業に従事する者として大事に付き合いたいと思いました。そこで今、副町長の御答弁でしたけれども、最後に恐縮であります、町長の今のお考えだけいただいて終わりたい

と思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） この質問が出て慌てて片岡さんの本をじっくり見ました。3年間の写真で、凄いことだと改めて見てそう思います。今、確かに漁業、そしてまた観光、そして保護という部分があると思うのですけれども、その前にしっかり片岡さんとのラインもありますので、まず、片岡さんとお話し、観光のルール化についてまず、これから来るということを想定するとすれば、新聞報道でも出ていますから間違いなく来ると思いますので、まずルール化だけでも落ちないことや上からしか見たらだめですということになると思うのですけれども、そのことを含めてまずはそこから始めていきたい。議員言われる国定公園になる前という話ですけれども、なるべくその方向でそれと、あとその事についてどのような事が出来るのか。どのような事ができるかと言えば、落ちないようにするために見る場所を作ってあげるのかということなのですが、その辺も検討していきたいと思っています。以上です。

○10番（渡部貴士君） ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（波岡玄智君） これで、一般質問を終わります。

---

◎日程第10 議案第71号 浜中町中小企業特別融資（新型コロナウイルス感染症対策特別融資）の利子補給基金条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第71号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第71号「浜中町中小企業特別融資（新型コロナウイルス感染症対策特別融資）利子補給基金条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

浜中町中小企業特別融資（新型コロナウイルス感染症対策特別融資）利子補給基金条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により浜中町中小企業特別融資（新型コロナウイルス感染症対策特別融資）資金を受けている事業者への5年分の利子補給について、その財源として国の第2次「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を、基金に積み立てるもので、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては、商工観光課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） （議案第71号 補足説明あるもの省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第71号の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第71号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第72号 浜中町営バスの運行に関する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第11 議案第72号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第72号「浜中町営バス運行に関する条例」の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

地域における町民生活に必要な交通手段の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを実現するため、これまで町内の地域公共交通機関として担っておりました「くしろバス」による運行路線を再編し、町営バスとして運行することとし、道路運送法第4条第2項及び同法第78条第1項第2号の規定による有償運送事業として令和2年10月1日より運行を行おうとするものであります。

ここに地方自治法第244条の2の規定により浜中町営バスの設置及びその運行に  
関し必要な事項を定めようとするものであります。

なお、この条例は、令和2年10月1日から施行することとしておりますが、第4条、  
第6条及び第7条の規定については、令和2年9月18日から施行することとしており  
ます。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては総務課長より説明させま  
すので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） （議案第72号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第72号の質疑を行います。

5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 総務課長から説明がありましたけれども、この浜中町営バス運  
行について、これは1年間様子を見てということもありましたけれども、将来的に見て  
独立採算制でやるのか、一般会計の中で取り扱って進めるのか、その点について説明を  
お願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） この町営バスの運営のあり方でまず、独立採算制でやるのか  
ということですが、この部分につきましては特別会計を設けず、料金収入は町の  
一般会計に受け入れる事で、運営の方法を考えてございます。

それから、採算制という部分でございまして、これにつきましては、条例の中  
の料金所体系の方でお示ししているとおり、現在走っているくしろバスの料金からする  
と、大分低価格になってございます。これについては、これまでの色々なアンケート調  
査や町民の意見を踏まえながら、設定したところでもありますので、全体としては、町か  
らの運営費がかなりのウエートを占めるので料金収入としては、それほどこの料金の体  
系の中では、見込めないのかなということは考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） まだ始めていない段階で今総務課長が、説明したとおり料金収  
入だけでは、間に合わないという状況であるのですけれども、今までバス会社に払って  
いた年間の経費とそれから浜中町がそれを補うということから見て、どのくらいの持ち  
出しがそのバス会社に払っていた金額と比べてどうかということを検討しております

でしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** これまで、現在運行しているくしろバスに赤字の補填分ということで自治体の方から、これは広域を走っていらしたので釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町で、その運行に要する費用のマイナス分の補填でございますけれども、今年予算ベースで申し上げますと、全体としてはくしろバスの方へ広域の釧路根室間のバス、こういったところもでございますけれども、これらを含めまして、2400万円ほど釧路バスに今まで従来経営の赤字分の補填で負担していたものでございます。

これから委託業者の方へ委託して運行を始めるわけでございますけれども、全体としましては今回補正しているのはあくまでも予算の方では出てきますけれども、10月から3月分の半年分の委託料ということになりますので、全体としては来年12カ月分に換算するとすれば、おおよそ年間換算で4800万円ほどが、この全体の運行の中でかかってくるであろう経費ということで見込んでおります。ですから従来と差し引きますと、1900万円ほどが従来よりも運行経費といえますか、補助金よりはかかるということになりますが、この辺のところ私のほうも色々と分析してみたのですけれども、従来くしろバスではなかった路線、霧多布湿原線ですが、ここの部分がおおよそ1900万円弱の運行費用がかかってきますので、総じて言いますと新たに作った路線の霧多布湿原線の運行経費の分がそのままこの全体の4800万円の中の経費の差として生じてきていると捉えているところでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 採算制について町からどれくらいの補助金を考えているかということも分かりました。それで、新しい取り組みで路線が入り込んでいまして、釧路まで行くのに自分の例でいったら、どこで乗り換えて釧路まで行けるのか。路線についての難しさというのもあると思うのですが、町民に対して気安く町営のバスを利用していただくのにはや本当に助かるよと言われるくらいの何か宣伝であるとか、こんなふうに乗車してもらったら助かるなんていうことについて、町としてはどんなふうな宣伝を考えておりますか。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 町営バス運行にあたり広く町民の声ということの御質問であろうかと思いますが、今月初めに交通マップという形で、時刻表と料金あるいは例題と

して乗り方の例示を示したものを町民にお配りしご覧にいただき、そして、実は来週から1週間ほど掛けまして、各地域で運行にあたっての説明会を開催しながら、お伝えしていこうと考えております。それにホームページの方でも広く、また、町内向けの他に町外の方々へ向けての交通マップが作成出来てきましたので、これをホームページに載せながら広く町外の方にも示して新しく出来た霧多布湿原線を茶内から利用すると、町内の方へ来られるというような利便性も含めて広くホームページ等を使いながら広めていこうかと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 霧多布湿原線は土日祝日のデマンド型ですけれども、運行する背景には、JRを利用して来る観光客への対応も考えてのことだろうと思います。その上で今、町外に向けてパンフレットの的なものをしっかり発信して情報は提供していくという形なのですけれども、実際、観光客が花咲線を利用して観光に来た方が、すべての方が、例えば茶内まで来ました。そこから先、海岸に行って観光したいが、足がないとそこで初めて気づく方が仮にいたとしたら、今の時代ですから、ここから先足がないことがわっと広まってしまうことが懸念されます。その周知徹底というか、それは、どんな対策を今考えておられるのか。

例えば、乗車した列車の中なり、当然前日なりの事前予約が必要という対応だと思うのですけれども、一番いいのは電話を掛けて来てくれればいいのですが、なかなかそれは難しい中で周知徹底の仕方、少なくとも悪い印象を残さないための対策というのはどう捉えておりますか。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 今霧多布湿原線の土日祝日は実証運行でも実際走ったことのない路線ですから、今回の実証運行も含めて暫定的に1年間乗り方ですとかその辺の検証も含めて運行していこうと考えてございます。

まず、議員がおっしゃるような懸念、心配事を極力少なくするための方法として今考えているのは、JRの釧路運行担当の方と相談させていただいているのですけれども、当然のことながら、JRの方にも町外向けのパンフレットをお渡しします。JR自体も乗り方という部分ではホームページにこちらで作ったものを加工しながら、広くその辺の周知をしていきたいので、その辺ところは公共交通を利用して移動される観光客の方々は事前に色々と情報を収集しながら移動されていることもありますので、JRにも

町外の方々向けの交通マップを加工していただいた中で、十分に周知していただきながら、前日の午後4時までに運行事業者の方に予約して下さいということを広くPRしながら、JRの方にもPR含めて現在取り組みをお願いしているところでもございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** そのような懸念もしながら対応されているということで理解いたしました。それと関連して、前回茶内駅での霧多布湿原線までの待ち時間ですが、デマンドやJRも含めて、その場合のトイレの対応はどのようなのですかということのを伺って、JRとも協議し進めますという答弁でした。その後協議内容等が分かれば、示していただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 今度から茶内駅が入り口といいますか、拠点で乗り継ぎの中心的な役割を果たすということで、トイレですが、現在JRと設置に向けての協議といえますか検討をしています。それから、役場内の関係部署が集まり設置に向けての取り組み協議をまさに進めています。今の状況としては、トイレの設置に向けての協議をしているところです。当然その協議検討の内容をJRに打診しながら今後進めていくスケジュールです。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 当然進めながら、何らかの対策は考えていかないというお互いの認識だと思います。ただこれ検討しますということで、1年2年という時間が過ぎることは決していい影響を与えないですし、その間に、もしトイレがないことに対して利用者とのトラブルまではないでしょうけれども、そういうこともありますので、極力迅速に協議を進めていき何らかの対応をすることを考えていいのか、答弁をいただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** バスは10月1日から運行するわけですからそんなに期間を長くということも想定できないと思いますので、極力早い段階でということは役場の担当部署を含めながら進めていきたいと考えています。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第72号の討論を行います。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第73号 浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第12 議案第73号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第73号「浜中町税条例の一部を改正する条例について」提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、令和2年度税制改正大綱に基づき「地方税法等の一部を改正する法律」並びに関連する政令・省令の一部改正及び「土地基本法等の一部を改正する法律」が令和2年3月31日付けで公布となっていることから、浜中町税条例の関連規定を改正する必要が生じたので、浜中町税条例の一部を改正する条例の制定をしたところであります。

この度の税条例等の一部改正の主な内容ですが、「町民税」では、非課税の範囲等について、「法人町民税」では、申告納付等について、「たばこ税」では、課税標準について、関連する項目について所要の改正をするものであります。また、本改正につきましては、総務省から示された「市町村条例等の一部を改正する条例の例」に基づいたものであります。

なお、施行期日につきましては、各号に掲げる規定の改正を除き、令和2年10月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては、税務課長より説明させ

ますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（山平歳樹君） （議案第73号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第73号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第73号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第74号 浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第13 議案第74号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第74号「浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、子ども・子育て支援法に基づく、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する府令」（令和元年内閣府令第8号及び令和2年内閣府令第33号）が公布されたことに伴い、条例で定める基準について所要の規定の整備を行うものであります。

令和元年内閣府令第8号の改正では、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、本条例につきましても関連規定の整備を行うもので、市町村が条例を定めるまでは、国が定める基準を適用されていたところです。

主な改正内容を申し上げますと、子ども・子育て支援法の改正に伴い、「支給認定」から「教育・保育給付認定」などの用語変更による関係条文規定の整備。保育料の無償化の対象年齢は、満3歳が基準とされ、国の改正基準に準じた規定の整備。食事の提供に要する費用について、利用者の負担を求めない事を規定するものです。

次に、令和2年内閣府令第33号の改正では、特定教育・保育施設との連携要件の緩和等に係る規定など、国の改正に準じた改正を行うものです。

なお、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしました。詳細につきましては、福祉保健課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** （議案第74号 補足説明あるも省略）

**○議長（波岡玄智君）**

本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延期します。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** （議案第74号 補足説明続き）

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第74号の質疑を行います。

2番田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 副食費の関係について伺います。へき地保育所に関しましては今現在、給食費等の補助を行っています。新年度から給食の提供を図るという方向で進んでいると思いますけれども、進捗状況と新年度早々から間違いなく実施できるものかどうかの確認と3歳以上保育を必要としない児童についても、保育所において受け入れられているという方向で理解しているのかどうかを伺っておきます。

**○議長（波岡玄智君）** 保育所長。

**○保育所長（梅村純也君）** まずへき地保育所の給食の進捗状況ですが、今配送事業者と打ち合わせをして近々実地で配送のテストをする段階で、配送に関わる機材の選定作業を行っているという状況になっております。4月から間違いなくできるのかという質問でございますが、間違いなくできるとお返事ができます。できれば1月2月に可能かどうか分からないのですが、テストを兼ねて手をつけていきたいと思っております。今

調整中ですので、12月の定例会に向けその予算をどう見るかということをやっているところでございます。次に、保育を必要としていない子は保育所に入れるのかという御質問だったと思うのですが、浜中町において保育所に入る場合は幼稚園もそうなのですが、住所を有する市町村の保育の認定を受ける必要があります。1号であれば幼稚園にしか入れない3歳以上の家庭で保育のできる方。2号というのは3歳以上で保育が不可能なお子さん。3号というのが3歳未満で家庭で保育が不可能なお子さんということで、浜中町ではその通り行っておりまして、議員おっしゃられた保育の必要がない子でも保育所に入れるのかという意味では入れません。ただし、浜中町の保育所に入所希望されるお子さんについては、1号認定になる子がいないので結果的には今のところ入所希望の方は皆入れているという状況になっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 保育の認定の云々なのですが、1号認定者は保育の必要性が認められない3歳以上の子供に関しては幼稚園があれば幼稚園という話だと思います。ただ、町内に幼稚園がないこともあり、浜中町としては1号認定者においても少数で今ゼロとおっしゃいましたけれども、少数であるので必要に応じて保育所で一体的に受け入れると支援計画には書かれているのですけれども、そういう認識からいくと希望した場合には、保育所で一体的に受け入れてもらえると理解していいのか。今現在いないのでという答弁ではちょっと納得できません。仮に1号認定となった場合には、町内には幼稚園がないので、町外の幼稚園に行ってくださいという対応になるのか。それとも保育所で受け入れますという対応になるのか。その考え方だけ伺っておきます。

**○議長（波岡玄智君）** 保育所長。

**○保育所長（梅村純也君）** まず、結果的に1号認定がないという状況と説明したのですが、実際に町内在住のお子さんで1号認定になっている子はいます。その子は厚岸のさくら幼稚園に通われています。ただ、議員の御質問された内容とは答えでは合わないと思います。今の状況では、一体的に受け入れるということが法的には不可能ですので、これを解消するためには、今の保育所を認定こども園にする方法を取らなければいけないと思っております。ですから今1号認定しか受けないお子さんが町内の保育所に入所希望でこられたとしても断るしかないという状況であります。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第74号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第75号 浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第14 議案第75号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第75号「浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、児童福祉法に基づく、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成31年厚生労働省令第49号及び令和2年厚生労働省令第40号)が公布されたことに伴い、条例で定める基準などについて、所要の規定の整備を行うものであります。

この度、令和元年厚生労働省令第49号に係る改正については、市町村が条例を定めるまでは、国が定める基準を適用されることとなっているところです。

主な改正内容を申し上げますと、家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、連携施設の確保を不要とする規定の追加。満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業者について、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする規定の追加。食事提供の経過措置の期間延長。連携施設の確保に関する経過措置期間延長など規定の整備を行うもの

です。

なお、本町には該当する事業所は現在ありませんが、市町村は、国の基準省令に準じた、条例を制定しているところであります。

次に、令和2年厚生労働省令第40号の改正では、居宅訪問事業型保育事業者が、保護者の疾病等により家庭において養育を受けることが困難な乳幼児に対して居宅訪問型保育を提供する旨を明確化するなどの改正を行うものです。

なお、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては、福祉保健課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** （議案第75号 補足説明あるも省略）

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第75号の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第75号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第76号 浜中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第15 議案第76号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第76号「浜中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、子ども・子育て支援法に基づく、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（令和2年厚生省令第21号）が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、関係条文につきましても同様に所要の規定の整備を行うものであります。

改正内容を申し上げますと、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の資格認定研修の実施主体に、従来の都道府県知事及び指定都市の長のほか、新たに中核都市の長を追加するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、提案理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第76号の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第76号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 1 6 議案第 7 7 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議  
について

◎日程第 1 7 議案第 7 8 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する  
協議について

◎日程第 1 8 議案第 7 9 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更  
に関する協議について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第 1 6 議案第 7 7 号ないし日程第 1 8 議案第 7 9 号を  
一括議題とします。本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第 7 7 号「北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協  
議について」、議案第 7 8 号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議  
について」並びに議案第 7 9 号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に  
関する協議について」は関連がございますので一括して提案の理由をご説明申し上げま  
す。

「北海道市町村総合事務組合」並びに「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」は、  
道内の市町村及び一部事務組合等を構成団体とする一部事務組合であります。札幌広  
域圏組合、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合の脱退に伴い、規約別  
表の変更が生じたものであります。

また、「北海道市町村職員退職手当組合」につきましても同様の一部事務組合であり  
ますが、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合の脱退に伴い、規約の変  
更が生じたものであります。

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項では、これを組織する一部事務組合の規約を変更しよう  
とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定めるとされており、第 2 9 0 条  
では、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされていることから、議  
会の議決をいただきたくご提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申  
し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第 7 7 号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第78号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第79号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第77号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

これから議案第78号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

これから議案第79号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19 議案第80号 浜中町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第19 議案第80号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第80号「浜中町過疎地域自立促進市町村計画の変更について」提案の理由をご説明申し上げます。

過疎地域の市町村は、地域の自立促進を図るため自立促進方針に基づき、過疎地域自立促進市町村計画を定めることができることとなっており、浜中町においても平成28年度から令和2年度までの5ヵ年を計画期間として浜中町過疎地域自立促進市町村計画を定めております。

浜中町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出するにあたり、「過疎地域自立促進特別措置法」第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

今回の計画変更の概要を申し上げますと、「光回線施設設備等整備事業」を加えるもので、本計画に登載することで町内における光回線整備事業について過疎債の対象となることから計画を変更するものであります。

なお、令和2年8月3日付け地政第431号をもって、北海道知事との変更協議も整っておりますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第80号の質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第80号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

（延会 午後5時23分）